

官報

号外 昭和三十四年十一月十四日

第三十三回 衆議院會議録 第七号

昭和三十四年十一月十四日(土曜日)

議事日程 第六号

昭和三十四年十一月十四日

午後一時開議

第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(第三十一回国会、白井莊一君外七名提出)

第二 日本学校安全会法案(第三十一回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

昭和三十四年度一般會計予算補正(第二号)

昭和三十四年度特別會計予算補正(特第一号)

昭和三十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)

次期戰國機決定に關する緊急質問(淡谷修藏君提出)

日程第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(第三十一回国会、白井莊一君外七名提出)

日程第二 日本学校安全会法案(第三十一回国会、内閣提出)

午後六時二十六分開議
○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。

昭和三十四年度一般會計予算補正(第二号)

昭和三十四年度特別會計予算補正(特第一号)

昭和三十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和三十四年度一般會計予算補正(第二号)、昭和三十四年度特別會計予算補正(特第一号)、昭和三十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)を、昭和三十四年度政府關係機關予算補正として一括して議題といたします。

正(機第一号)、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十四年度一般會計予算補正(第二号)、昭和三十四年度特別會計予算補正(特第一号)、昭和三十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)、右三件を一括して議題といたします。

昭和三十四年度一般會計予算補正(第二号)

右
国会に提出する。

昭和三十四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸 信 介

昭和三十四年度一般會計予算補正
予算補正 總則

第1条 既定の昭和三十四年度歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
	追加額	追加額
昭和三十四年度歳入歳出予算額	1,444,322,142,000	1,444,322,142,000
追加額	53,342,805,000	61,431,437,000
修正減少額	1,500,000,000	7,588,632,000
修正額	53,342,805,000	53,342,805,000
改昭和三十四年度予算額	1,498,164,947,000	1,498,164,947,000

上記補正額の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算補正」による。

第2条 国が財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」による。

第3条 国が昭和34年度において、財政法第15条第1項の規定により債務を負担することができる事項の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」による。

第4条 歳入予算補正の明細は、別に添附する「歳入予算補正明細書」に掲げる。

第5条 歳出予算補正、繰越明許費補正及び国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添附する各々各片の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」に掲げる。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

大 蔵 省 主 管

(追加額) 租税及印紙収入

49,147,000,000

支 出		入 入	
款 項	金額	款 項	金額
(租) 所 得 税	49,147,000,000	(款) 印 紙 收 入	1,363,000,000
(項) 法 人 税	2,949,000,000	(項) 印 紙 收 入	1,353,000,000
(租) 酒 税	3,043,000,000	(追 加 額)	
(項) 物 品 税	9,014,000,000	(部) 雜 收 入	300,000,000
(項) 有 価 証 券 取 引 税	2,133,000,000	(款) 諸 收 入	300,000,000
(部) 専 売 納 付 金	2,500,000,000	(項) 雜 入	300,000,000
(款) 日本専売公社納付金	2,500,000,000	(項) 歳 入 補 正 額 總 計	53,842,305,000
(部) 雑 收 入	610,425,000	(租 織) 衆 議 院	
(款) 納 付 金	610,425,000	(追 加 額)	
(項) 日本銀行納付金	610,425,000	(項) 衆 議 院	80,994,000
(修 正 減 少 額)	52,257,425,000	(修 正 減 少 額)	
(部) 租 税 及 印 紙 收 入	1,500,000,000	(項) 衆 議 院 施 設 費	4,819,000
(款) 租 税	1,500,000,000	(租 織) 差 引	76,175,000
(項) 揮 発 油 税	1,500,000,000	(追 加 額)	
(項) 大蔵省主管補正額合計	50,757,425,000	(項) 衆 議 院	47,465,000
(追 加 額)		(修 正 減 少 額)	
(部) 官 業 益 金 及 官 業 收 入	342,175,000	(項) 衆 議 院 施 設 費	4,819,000
(款) 官 業 收 入	342,175,000	(租 織) 差 引	42,648,000
(項) 病 院 收 入	342,175,000	(修 正 減 少 額)	
(追 加 額)		(項) 国立国会図書館施設費	20,992,000
(部) 雑 收 入	1,090,205,000	(項) 国立国会図書館施設費	97,829,000
(款) 納 付 金	157,880,000	(租 織) 裁 判 所	
(項) 日本中央競馬会納付金	157,880,000	(修 正 減 少 額)	
(款) 諸 收 入	982,325,000	(項) 裁 判 所 施 設 費	28,647,000
(項) 特別会計受入金	982,325,000	(租 織) 警 察 庁	
(追 加 額)		(項) 警 察 庁	93,355,000
(部) 租 税 及 印 紙 收 入	1,353,000,000		

警察施設費
都道府県警察費補助
計

20,809,000
71,351,000
185,515,000

(修正減少額)

(項) 都道府県警察費補助

差引 補正額

17,883,000
167,632,000

(組織) 国家消防本部

(修正減少額)

(項) 消防施設整備費補助

(組織) 北海道開発庁

(修正減少額)

北海道河川等事業費

北海道土地改良事業費

北海道開拓事業費

篠津地域泥炭地開発事業費

根釧地区機械開墾建設事業費

北海道漁港施設費

揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入

北海道道路整備事業費

北海道港湾事業費

特定港湾施設工事特別会計へ繰入

北海道建設機械整備費

北海道開拓実地費

計

(組織) 自治庁

(追加額)

(項) 交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入

(組織) 防衛本庁

(修正減少額)

(項) 施設整備費

計

8,500,552,000
230,900,000
13,183,000
1,200,000
2,400,000
22,531,000
17,600,000
300,000
15,000,000
27,469,000
17,255,000
29,786,000
69,176,000
15,000,000

(組織) 経済企画庁

(修正減少額)

(項) 離島振興事業費

総理府所管補正額合計

法務省所管

(組織) 法務本省

(修正減少額)

(項) 法務官署施設費

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

法務省所管

16,260,000
8,061,135,000
7,618,000
11,100,000
18,718,000
8,000,000,000
480,150,000
29,898,000
510,048,000
7,489,852,000
53,943,000
1,089,752,000
3,788,966,000
10,146,000
4,942,807,000
109,000,000
150,000,000
259,000,000
4,683,807,000

(組織) 国立学校			
(追加額)			
(項) 大学附属病院	267,178,000		222,588,000
文部省所管補正額合計	4,950,985,000		300,000,000
			5,954,310,000
(修正減少額)			
(項) 土地改良事業費	619,795,000	▲	619,795,000
開拓事業費	373,307,000	▲	373,307,000
農業機械整備費	8,376,000	▲	8,376,000
農業施設災害関連事業費	36,775,000	▲	36,775,000
開拓突施設費	6,490,000	▲	6,490,000
機械開墾地区建設事業費	1,826,000	▲	1,826,000
計	1,046,570,000	▲	1,046,570,000
差引補正額	4,917,740,000		4,917,740,000
(組織) 農林本省官署			
(追加額)			
(項) 農地事務局	1,459,000		1,459,000
(組織) 林野庁			
(追加額)			
(項) 治山事業費	780,000,000		780,000,000
昭和34年発生山林施設災害関連事業費	13,919,000		13,919,000
昭和34年発生山林施設災害復旧事業費	413,868,000		413,868,000
山林事業附帯事務費	797,000		797,000
計	1,208,584,000		1,208,584,000
(修正減少額)			
(項) 治山事業費	87,000,000	▲	87,000,000
造林事業費	48,600,000	▲	48,600,000
林道事業費	77,900,000	▲	77,900,000
計	213,500,000	▲	213,500,000
差引補正額	995,084,000		995,084,000
(組織) 水産庁			
(追加額)			
(項) 水産振興費	47,156,000		47,156,000
(組織) 農林本省			
(追加額)			
(項) 風水害対策費	812,529,000		812,529,000
伊勢湾高潮対策事業費	840,250,000		840,250,000
昭和34年発生農業施設災害関連事業費	192,964,000		192,964,000
昭和34年発生農業施設災害復旧事業費	2,588,179,000		2,588,179,000
土地改良開拓事業等附帯事務費	7,800,000		7,800,000
(修正減少額)			
(項) 簡易水道等施設費	38,000,000	▲	38,000,000
環境衛生対策費	32,434,000	▲	32,434,000
計	65,434,000	▲	65,434,000
差引補正額	8,591,186,000		8,591,186,000

漁業災害復旧資金融通利 子補給及損失補償	200,000,000
風 水 害 対 策 費	244,962,000
昭和34年発生港湾施設 災害関連事業費	40,303,000
昭和34年発生漁港施設 災害復旧事業費	621,103,000
漁港整備事業附帯事務費	736,000
計	1,154,260,000
(修正減少額)	
(項) 漁 港 施 設 費	87,055,000
差 引 補 正 額	1,067,205,000
農林省所管補正額合計	6,981,488,000
通商産業省所管	
(組織) 通商産業本省	
(追加額)	
(項) 通商産業本省	5,000,000
(修正減少額)	
(項) 工業用水道事業費	44,250,000
差 引 補 正 額	39,250,000
(組織) 中小企業庁	
(追加額)	
(項) 中小企業対策費	25,000,000
通商産業省所管補正額合計	14,250,000
運輸省所管	
(組織) 運輸本省	
(追加額)	
(項) 伊勢湾高潮対策事業費	580,000,000
昭和34年発生港湾施設 災害関連事業費	33,753,000
昭和34年発生港湾施設 災害復旧事業費	487,626,000
港湾等事業附帯事務費	680,000
計	1,102,059,000

(修正減少額)	
(項) 港 湾 事 業 費	324,000,000
特定港湾施設工事特別会 計へ繰入	102,000,000
空 港 整 備 事 業 費	89,107,000
計	515,107,000
差 引 補 正 額	586,952,000
(組織) 気 象 庁	
(追加額)	
(項) 風 水 害 対 策 費	41,133,000
運輸省所管補正額合計	628,085,000
労働省所管	
(組織) 労働本省	
(追加額)	
(項) 労働本省	568,000
炭鉱離職者対策事業費補 助	716,577,000
計	717,140,000
(修正減少額)	
(項) 失業対策事業費補助	200,000,000
差 引 補 正 額	517,140,000
(組織) 労働省地方官署	
(追加額)	
(項) 職 業 官 署	6,070,000
労働省所管補正額合計	523,210,000
建設省所管	
(組織) 建設本省	
(追加額)	
(項) 建 設 本 省	2,296,000
水防資材緊急整備費補助	80,000,000
風水害対策整備費	22,982,000
建設機械整備費	11,748,000
河川等事業費	109,880,000
砂防事業費	914,758,000

6

伊勢湾高潮対策事業費	4,708,850,000	文部省所管	(組織) 文部本省
昭和34年発生河川等災害関連事業費	628,839,000	(項) 私立学校助成費	上記の経費のうち、私立学校建物其他災害復旧費補助金は本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
昭和34年発生河川等災害復旧事業費	12,730,661,000	厚生省所管	
昭和34年発生都市災害復旧事業費	20,800,000	(組織) 厚生本省	(項) 医療施設災害復旧費
建設事業附帯事務費	15,649,000	環境衛生施設災害復旧費	社会福祉施設災害復旧費
昭和34年発生住宅施設災害復旧費	1,219,879,000	上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。	
計	20,477,342,000	農林省所管	
(修正減少額)	21,300,000	(組織) 農林本省	(項) 風水害対策費
(項) 建設機械整備費	80,500,000	上記の経費のうち、激甚被害部落農作業等共同化施設費補助金及び農林水産業共同利用施設災害復旧費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。	
河川等事業費	170,000,000	(項) 伊勢湾高潮対策事業費	
河川総合開発事業費	440,580,000	昭和34年発生農業施設災害関連事業費	
特定多目的ダム建設工事特別会計へ繰入	39,580,000	昭和34年発生農業施設災害復旧事業費	
砂防事業費	1,472,531,000	昭和34年発生入植施設災害復旧事業費	
揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入	1,207,802,000	救護土木事業費	
道路整備事業費	28,000,000	上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。	
都市計画事業費	622,000	(組織) 林野庁	
河川等災害関連事業費	218,558,000	(項) 昭和34年発生山林施設災害関連事業費	
住宅施設費	255,288,000	昭和34年発生山林施設災害復旧事業費	
官庁費	3,984,741,000	上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。	
計	16,542,801,000	(組織) 水産庁	
差引補正額	25,000,000	(項) 漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償	
(組織) 地方建設局	22,949,000	上記の経費のうち、漁業災害復旧資金融通損失補償補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。	
(追加額)	47,949,000	(項) 風水害対策費	
(項) 地方建設局建設事業工事事務費	16,580,550,000	昭和34年発生漁港施設災害関連事業費	
計	53,842,805,000		
建設省所管補正額合計			
歳出補正額総計			
丙号繰越明許費補正			

(外号) 繰越

昭和34年発生漁港施設災害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

運輸省所管

(組織) 運輸本省

(項) 伊勢湾高潮対策事業費

昭和34年発生漁港施設災害復旧事業費

昭和34年発生漁港施設災害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

建設省所管

(組織) 建設本省

(項) 伊勢湾高潮対策事業費

昭和34年発生河川等災害関連事業費

昭和34年発生河川等災害復旧事業費

昭和34年発生都市災害復旧事業費

昭和34年発生住宅施設災害復旧費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

丁号 国庫債務負担行為補正

農林省所管

(組織) 農林本省

(事項) 昭和34年発生農業用施設災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた農業用施設の復旧事業費の一部を補助するため、

570,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶこ

とができる。

(事項) 昭和34年発生農地災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた農地の復旧事業費の一部を補助するため、

128,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶこ

とができる。

(組織) 林野庁

(事項) 昭和34年発生治山施設災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた治山施設の復旧事業費の一部を補助するため、

5,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶこ
とができる。

(事項) 昭和34年発生林道施設災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた林道施設の復旧事業費の一部を補助するため、
72,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶこ
とができる。

(組織) 水産庁

(事項) 昭和34年発生漁港施設災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた漁港施設の復旧事業費の一部を補助するため、

87,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶこ
とができる。

運輸省所管

(組織) 運輸本省

(事項) 昭和34年発生漁港施設災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた漁港施設の復旧事業費の一部を補助するため、

80,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶこ
とができる。

建設省所管

(組織) 建設本省

(事項) 伊勢湾高潮対策事業費補助

国は、伊勢湾高潮対策事業費の一部を補助するため、700,000,000円を限り、昭和35年度にお
いて国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 昭和34年発生河川等災害復旧事業費補助

国は、昭和34年の災害により損害を受けた河川等施設の復旧事業費の一部を補助するため、

1,975,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶ
とができる。

昭和三十四年度特別会計予算補正(第一号)

右

国庫に提出する。

昭和三十四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸 信 介

昭和34年度特別会計予算補正

予算補正総則

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和34年度歳入歳出予算補正を、「甲号歳入歳出予算補正」の
とあり定める。

総理府及び大蔵省所管 交付税及び歳入配付金

第2条 各特別会計の歳入歳出予算補正の内訳は、別に添附する各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」に掲げる。

第3条 昭和34年度特別会計予算総則第6条に定める開拓者資金融通特別会計が昭和34年度において借入をすることができる借入金限度額「2,800,000,000円」を「2,900,000,000円」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正
総理府及び大蔵省所管

交付税及び歳入配付金

歳入

(追加額)

(歳) 他会計より受入

8,500,552,000円

(項) 一般会計より受入

8,500,552,000

(追加額)

歳出

(項) 地方交付税交付金

8,500,552,000

農林省所管

食糧管理

国内食糧管理

歳入

(追加額)

(歳) 他勘定より受入

3,638,239,000円

○議長(加藤謙五郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長小川半次君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小川半次君登壇〕

○小川半次君 ただいま議題となりました昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)、同特別会計予算補正(特第

(項) 他勘定より受入 3,638,239,000
(修正減少額) 1,100,960,000
(歳) 食糧管理収入代 1,100,960,000
(項) 国内食糧管理収入 2,537,279,000
歳入補正額 2,537,279,000

(追加額) 歳出

(項) 国内食糧管理費 995,216,000
国内食糧管理費 1,042,063,000
予備費 500,000,000
計 2,537,279,000

昭和三十四年度食糧管理関係機関予算補正(歳入一率)

右

国等に提出する。

昭和三十四年十月二十八日

内閣総理大臣 岸 信 介

昭和34年度政府関係機関予算補正

予算補正総則

昭和34年度政府関係機関予算総則第42条に定める中小企業信用保険公庫が昭和34年度において信用保証協会に対して貸付をすることができる貸付金の総額の限度「2,450,000,000円」を「3,450,000,000円」に改める。

ります。今回の予算補正は、三十四年度本予算成立後に生じた事由により、当面必要とされる経費、すなわち、去る九月の伊勢湾台風、その他今年度の累次にわたる風水害に関する災害対策の経費を主として、さらに、義務教育国庫負担金等の義務的経費及び石炭離職

者対策費等を追加するための予算補正であります。一般会計の予算規模は、歳出追加額が六百十四億円余、修正減少額が七十五億円余でありまして、差引五百三十八億円余の純増であります。これを既定の予算額に合わせますと、昭和三十四年度の一般会計予算総額は、歳入歳

出とも一兆四千九百八十一億円余となるのであります。歳出の内容を申し上げますと、まず第一に、直接災害対策にかかわる諸経費として三百四十三億円余が計上されております。災害対策として特に重視されておりますのは、被災地における民生の安定と生業の回復でありまして、

災害救助の内容の改善、住宅及び農林漁業施設の復旧の促進等、従来の措置に比して大幅の改善、充実がはかられております。

災害対策としては、さらに新たな構想による大規模な高潮対策、河川等の公共土木施設の復旧、あるいは文教施設の復旧、その他所要の経費を追加するとともに、新しく三十六億円余の国庫債務負担行為を予定し、さらには、予備費追加のうち相当程度を災害対策分として予定する等、できる限りの措置が講ぜられております。

また、地方公共団体に対しては、災害対策を推進するため、国の補助負担の対象及び率について、それぞれ拡大、引き上げの特例を設定し、他面、地方交付税の増加、地方債起債ワクの拡大等の財源強化が行なわれております。

災害関係費以外の経費としましては、地方交付税の増八十五億円余のほか、義務教育費国庫負担金、国民健康保険助成費等、法令の規定に基づく義務的な経費九十一億円余、石炭鉱業離職者対策費七億円余、予備費八十億円、その他が計上されております。

以上の歳出をまかなう財源としましては、租税及び印紙収入の増加四百九十億円、税外収入の増加四十八億円余、既定経費の節減七十五億円余等が見込まれております。

特別会計の予算補正は、交付税及び譲与税配付金特別会計、開拓者資金融通特別会計及び食糧管理特別会計の三特別会計についてであります。

また、政府関係機関予算補正は、中小企業信用保険公庫の信用保証協会に対する貸付金のワクを十億円増大せんとするものであります。

なお、財政投融資について申し上げますと、今回の災害対策及び年末中小企業金融対策として、総額五百一億円の投融資の追加が決定されております。

以上が予算補正三案の内容であります。

次に、委員会における質疑について若干御報告いたします。

まず、災害対策に関しては、激甚地指定の問題に焦点が置かれ、「二十八年災害の場合より不利な基準を作るようでは被災者に対する公約を踏みにじることになる。また、基準を前年度の標準税収入に置くのは、災害を受けて住民の負担力がなくなったという実態に即さない。さらに、最終的に決定した基準によると、高率適用事業の全体に占める比率が当初予想の六割を上回ることになるから、第二次補正を組まざるを得ないのではないか」との質疑がありました。

これに対して、政府は、「災害復旧事業は、全体として、従来の線を上回る初年度二八・五％の進捗率を予定し

ており、基準の取り方は二十八年災の場合といろいろ異なるが、決して当時を下回ることではない。ただ、当時と比べると、地方自治体の財政が相当充実していることは考慮に入れる必要がある。災害による地方自治体の減収部分は、交付税、起債等によってある程度補われるから、前年度の標準税収入を基準としても格別の支障はない。さらに、高率適用の事業が当初の見込みよりふえたのは事実であるが、予備費もあることだから、この補正予算の範囲内で十分やっていると見込みである。

従って、ただいまの見通しとしては、第二次補正を組むつもりはない」との答弁でありました。

なお、災害対策についての基本的な考え方として、「災害は天災であるという考えをなくして、戦争による被害と同じように、すべて国の責任において負担する、罹災者の財産喪失及び人命喪失に対しては国が補償する」という建前をとるべきかと思ふが、どうか」との質疑がありましたが、政府の答弁は、「災害の予防及び災害の復旧に対して国が相当の負担を行ない、あらゆる便益を与えるということは当然であるが、個人の被害そのものを国が全部補償する」という考えは今直ちに採用できない」とのことでありました。

次に、ベトナム賠償に関する質疑について申し上げます。

「南ベトナムはサンフランシスコ条約の調印国であるから賠償請求権があるのだと政府は主張するが、南ベトナム政府は当初からフランスのかいらい政権にすぎない、それが全ベトナムを代表する合法的にして正統な政府である」という論議を示せ。しかも、平和条約に調印した南ベトナムの代表トラン・ヴァン・フー氏はフランス人であつて、ベトナムの国籍を有しない。従つて、この調印は無効ではないか。また、賠償あるいはこれまでの経済協力には、南ベトナムの軍事計画に協力するものが多く、これはジュネーブ協定の精神に違反しないか」というのであります。

これに対する政府の答弁は、「ベトナム独立に関しては、一九四六年、フランスとホー・チミン政府との間にハノイ協定が結ばれたが、これは必ずしも北ベトナムを正式な独立国として承認したわけではない。のみならず、引き続いて両者が戦争状態に陥り、フランスが北ベトナムを否認したため協定は無効となった。その後、一九四八年にアロン湾宣言が出され、南ベトナムが全ベトナムを領域とする独立国である」との答弁でありました。

これは世界四十九カ国が南ベトナムを承認している。このような歴史的経過から見ても、南ベトナムは全ベトナムを代表する正統な政府である。また、トラン・ヴァン・フー氏は当時二重国籍を持っていたが、全権委任状を持って平和会議に出席し、その委任状が審査されて受当なものとして認められた以上、調印は有効である。さらに、日本はジュネーブ協定に参加していないが、平和外交を推進する立場から、この協定の趣旨は尊重すべきである。従つて、賠償の内容に軍事施設の建設等を含めるつもりは毛頭ない」とのことでありました。

なお、質疑は、以上のほか、安保改定、石炭鉱業離職者対策、次期戦艦機種決定、貿易自由化、原子力発電炉その他各般の問題にわたつて行なわれましたが、その詳細は会議録でござんを願うことにいたします。ここの報告は省略させていただきます。

本日、質疑終了後、日本社会党及び社会クラブより、それぞれ予算の編成替を求めるの動議が提出され、その趣旨説明が行なわれました。

次いで、討論の後、採決しました結果、この二つの動議は否決されました。

最後に、政府原案について討論の後、採決いたしましたところ、予算補正三案は多数をもって原案の通り可決されました。(拍手)

以上、報告申し上げます。

○議長(加藤五郎君) 昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)外二件に

昭和三十四年十一月十四日 衆議院会議録第七号 昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)外二件

対しては、佐々木良作君外二名から編成を求め、動議が提出されております。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)、昭和三十四年度特別会計予算補正(特第1号)及び昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第1号)の編成を求め、動議を提出する。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)、昭和三十四年度特別会計予算補正(特第1号)及び昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第1号)については、政府は撤回し、左記要綱により速かに組替をなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

提出者

佐々木良作 西村 榮一

鈴木 一

賛成者

伊藤卯四郎外十七名

記

一 政府提出の一般会計予算補正は、災害関係経費については、今回の伊勢湾台風が未曾有の災害をもたらしたにもかかわらず、緊急措置並びに抜本的予防対策につき国の全力をあげて対処する責任態勢がとられていない。被害激甚地として指定されるべき地域の査定について

は、政府は予備費を含めて全体の六割程度の地域を想定しているが、伊勢湾台風による被害の甚大なるに堪がみて、1 高率適用地域を全体の八割程度とし、2 このための経費を各項目ごとに必ず計上し、予備費にあらかじめ経費の一部を依存するがごとき予算編成は是正すべきである。

災害復旧事業の本年度内の進捗より事を、政府は平均三十パーセントとみなして経費を計上しているが、明年の春耕期までに出来る限りの復旧進捗よりを実現するため、本年度内の進捗より率を平均五十パーセントに引き上げて経費を計上すべきである。なお災害関係経費は、すべて継続費として使用し、より補正予算総則を定めておくべきである。

ハ、とくに、いまだに洪水状態にある津島市ほか五町村に対しては、排水、堆積土砂の排除、生活保護、その他の生活支援等のあらゆる必要な施策を、全額国庫負担するものとして経費を計上すべきである。二 政府の災害復旧事業に対する特別措置は、個人災害とくに中小企業者の災害について

不十分である。よつて現行法を活用して、中小企業振興資金助成法にもとづく貸付の増額及び中小企業共同施設災害復旧に対する国庫補助率の増加の特別措置を講ずべきである。ホ 最近の自然災害による災害並びに死亡は、明らかに国の災害予防対策の不備にもとづくもの大なるに堪がみて、国の全額負担により、被災者に対する援護資金及び死亡者に対する弔慰金を支給すべきである。

ヘ 右の要綱にもとづき、災害関係経費は、おおむね政府案より三百七十五億八千一百万円を増額して、七百九十九億五千五百万円を計上すべきである。

2 石炭産業離職者対策費については、離職者数を過少見積りし、かつ地方財政に対する国の補助は、新設する援護会の機能は弱い。これでは、こんごますます離職者が増加し、その生活困窮が深まること明らかであるにもかかわらず、対策としてきわめて不徹底であり、予算計上額はきわめて不十分である。よつて対策費全般につき政府案より二十億四千五百万円を増額して、二十七億七千四百万円を計上すべきである。

3 政府の補正財源の計上については、

イ 税収その他収入の自然増の見積りは、本年度下期の好況にもかかわらず過少見積りである。とくに政府が経済見通しを改訂したのに、さらにそれをうけまわする鉱工業生産実績をあげている事実にかんがみ、大企業を中心とする法人税及び所得税の自然増、酒税、物品税、有価証券取引税を中心とする間接税の自然増収は、政府案より百九十億円の増収を見積り、六百八十億円を計上すべきである。

ロ 既定経費の節減については、政府案のごとく年度の中途で節減することなく、年度間を通じて全経費について節減をはかり、極力、年度末の不用額を増額すべきである。

ハ 新規財源として、外国為替特別会計の外国為替資金のうち、三百二十四億一千五百万円分を新たに立法措置をもつて円資金として一般会計予算補正に充當すべきである。右により、一般会計予算補正規模は、歳入歳出ともに、政府案より四百三十八億二千六百万円を増額して、おおむね一千五

十二億五千七百万円を計上すべきである。

二 政府提出の政府関係機関予算補正並びに特別会計予算補正のうち財政投融資計画の変更については、

1 中小企業金融関係については、災害復旧融資による低利資金の豊富なる供給を断行し、かつ年末融資は供給資金の三倍に近い申し込みが殺倒している事実にかんがみ、少なくとも各機関が供給を計画している最低必要額を配分すべきである。

2 農林漁業金融公庫に対しては、農林漁民が災害復旧にあつて低利資金の供給をうけるより、さらに増額すべきである。

3 住宅金融公庫については、被災地の住宅建設の建設戸数を増加するため、政府案をさらに増額すべきである。

4 原資の増加については、産業投資特別会計の原資及び本年度下期好況による郵便貯金、簡保年金の増収を政府は過少見積りしているの、これを是正して増収分を財源に充當すべきである。

三 以上の政府案組替えにおける歳出補正規模の膨脹による経済影響については、民間の金融放緩を抑制することによって防止しうるものである。

中小企業等災害復旧 資金利子補給金	二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	政府案一六〇億円に対し原資一 三八億円増とする。
利子補給	(三五)	(五〇)	(三五)	
近代化資金増額	(〇〇)	(五〇〇)	(五〇〇)	
共同施設復旧	(〇〇)	(五〇〇)	(五〇〇)	補助率引上げ。
風水害対策費	四一	四一	〇	
建設省所管	一七二	一七二	〇	
合計	三、三三四	七、九五五	三、九五一	
地方交付税交付金	八、五〇〇	一三、四五五	四、八四四	三税の自然増五五〇億円(政府 案三八〇億円に一七五億円を加 える)の二八・五パーセントよ り昨年度超過交付額二二三〇百 万円を差引く。
義務教育費国庫負担	三、七六八	三、七六八	〇	
生活保護費	三、七七七	三、七七七	〇	
社会保険費	一、五七一	一、五七一	〇	
精神衛生補助	九七	九七	〇	
養護学校国庫負担	一〇	一〇	〇	
石炭鉱業対策関係費	四〇四	一、七四四	一、三三九	(七、〇〇〇人分単価八五〇円 二〇〇日分全額国庫負担。
炭鉱離職者緊急就労 対策事業費補助	二	四九	三七	(一、〇〇〇人分施設費三分の二 補助。
炭鉱離職者職業訓練 費補助	三〇〇	九八	六七八	二分の一補助。
炭鉱離職者援護会補 助	〇	一〇〇	二〇〇	二、〇〇〇人分平均二〇万円。
自立更生資金融 資基金	〇	四〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇人分一人一〇万円。
転職移動資金	〇	九	四	四、〇〇〇世帯二分の一の補 助。
住宅建設補助金	〇	三六	三六	一、〇〇〇人分。
職業訓練補助金	〇	三三	三三	二、〇〇〇人分、一人二〇〇 円、一二〇日分。
職業訓練手当金	〇	一八〇	一八〇	一、〇〇〇人分、六箇月間支 給。
失業手当金	〇	一〇	一〇	
広域職業紹介相 談費	〇	六	六	
その他	六	六	〇	
広域職業紹介等経費	六	六	〇	

遠賀川水系污水处理 調査費	五	五	〇	
石炭産業会議設置費	〇	一	〇	
計	七六	二七五	二〇四五	
予備費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	
総額	六、四三二	一〇、二七五	四、八三六	

第二歳入

1 租税印紙収入の自然増	四九、〇〇〇	六六、〇〇〇	一九、〇〇〇	
2 その他収入	四、八四三	四、八四三	〇	
3 一般経費節約 の繰入れ	七、五八八	〇	七、五八八	
4 外国為替特別会計より の繰入れ	〇	三、四二五	三、四二五	
合計	六、四三二	一〇、二七五	四、八三六	

本年度自然増のうち、所得税、法人税、酒税の三税及び物品税、有価証券取引税、
印紙収入の自然増より災害による減収分百二十億円を差引いた額を計上する。政
府案に対する三税の増加は百七十五億円、物品税十億円、有価証券取引税五億円を
計上する。

二 財政投融资関係
第一配分

	政府案	組替案	増減	備考
1 国民金融公庫	四三	一〇〇	六八	
2 中小企業金融公庫	三〇	一〇〇	七〇	
3 商工組合中央金庫	二〇	一〇〇	八〇	
4 日本不動産銀行	五七	一〇	三三	

第二原資

5	中小企業信用保險公庫	災害 年末	一〇	三	二
6	農林漁業金融公庫	災害 年末	(二六) (一〇〇)	(二七四) (三二八)	(二四) (二八)
7	住宅金融公庫		四〇	五〇	一〇
8	地方債		一六	一六	〇
合	計		五〇	七七	二〇

資金運用部資金	三六二	五八二	二〇〇
簡保年金	六九	八九	二〇
産業投資特別會計	一〇	六〇	五〇
公募債	四〇	四〇	〇
合計	一〇一	七七一	二七〇

○議長（加藤隼五郎君）　この際、その趣旨弁明を許します。佐々木良作君。

〔佐々木良作君登壇〕

○佐々木良作君 私は、社会クラブを

代表いたしました。政府提出の今次予算補正三案に対しまして、これを不満とし、わがクラブ独自の立場から、これら三案の編成替を求めるの動議を提出するものであります。(拍手)

まず、最初に触れたいのは、今次予算案編成に対する政府の態度についてであります。政府案は、財政政策として一体いかなる方針のもとに編成されたのか、全く不明確でありまして、

組みかえ案の内容は、すでに印刷物としてお手元に配付してありますので、御一読願いたいと存じますが、要するに、政府原案に対して約四

私どもの最初の不満はここにありま
す。総理は、答弁にあたりまして、
「災害予算はこれで十分である。第二
次補正をする必要は全くない」と、臨

百三十八億円の増額を行ないまして、この増額分をもつて災害対策と石炭離職者対策を全からしめようというの

時国会当初から明言をされているのでありますけれども、御承知のように、一方、災害対策経費の支出のかぎとな

が、私どもの組みかえ案の趣旨であります。（拍手）これらの組みかえの内容につきましては御一読を願うといたしまして、おそらく、問題は、その場合

ります。激甚地指定の基準が決定されましたのは、よりやく一昨日の午後のことであります。本来でありますならは、この指定基準がきまらなければ災

にそういう財源があるかないかという
のが論議の中心になろうかと存じます

害予算の総額は分明にならないのである。りまして、二次補正が要るとか二次補

正が要らぬとかいうことは、本来言ひ得なかつたのではないかと存じます。

(拍手)予想を上回るゆるやかな指定基準を被害地域全域の六割に適用し、し

かも、進度は年度内に三割を堅持する
 というのでありますが、その保証は全
 く政府より明らかにされていないので
 ありまして、この辺につきましては、
 予算委員会や災害地対策特別委員会に

おける質疑応答におきましても、大蔵大臣は全く自信のなさを示しておられ、まして、まことに私どもの遺憾にたえないと存ずるところであります。

(拍手)従ひまして、政府の予算編成を見ますときに、一体、財源の制約をますますと、そのワクの中で災害予算を作

り上げたのか、それとも、財源問題とは別個に、災害対策経費なるものは、まあ、大体この程度でよい、災害予算というようなものをあまり重視し、あ

まり増額することは、かえつて剩費を生み出すものであり、また、地方財政を

匪迫するようなものである、という
観点にでも立っておられるのであろう

かと私も疑はわざるを得ないのでありまして、いずれにいたしましても、

われわれは、今回の補正予算編成を通じて、岸内閣の予算編成に対する疑いと不信の念をますます深めざるを得なかったのであります。(拍手)

とまず財源論であります。が、補正財源として外国為替特別会計のインベントリーがあるわけであります。この資金を円資金にかえて一般会計予算経費に繰

り入れることにつきましては、財政学者のうちにいろいろ意見のありますることを、私も承知いたしております。しか

しながら、これが使用し得る財源でありますことは、大蔵大臣も予算委員会で認めておりますし、また、社会党が組みかえ案の動議を出された際に

も、この考え方は支持をされているところであります。要は、このインベン

トリイを災害復旧事業に使用しても財政インフレを起こさず、国際支払いに

支障を与えず、しかも、国富の蓄積となし得る経済見通しと政策プランを持つ

ているかどうかという、政治確信の問題だと私は思うのでございます。（拍手）

また、租税収入の自然増につきましても、政府は災害による減収分を差し

引いて四百九十億円を計上いたしているのでありますが、われわれは、この自然増の伸びの推定根拠につきましても政府を信用し得ないのであります。

す。昭和三十年度以来の決算を見ますと、歳入対歳出の差額、すなわち歳入超過は、昭和三十年度の一千八十二億

円が最低額でありました。政府の今度の説明によりますと、本年度の税収の増加は、前年度同期に比べまして、九月末までに五百五十四億円であり、こ

れは四月から九月までの半年分であり
まするから、一年分に直しますと、

年間千億円の増加となる。しかるに、本年度の税収見込みは昨年度実績より九百億円多く見積もつていたのだから、差し引き純自然増は千億円から九百億円を差し引いた二百億円にすぎない。その二百億円であるのを、それを四百九十億円も計上したのだから、自然増収額としては精一ぱい出しである、こういふのが政府の説明であります。しかし、これは、政府が自分の都合のよい面の資料だけを取り上げて説明しているものと私は思います。

政府は、本年度経済の成長率を、当初の六・五％を一％に改定いたしました。しかも、政府は、常々、国民所得の伸びに対する租税収入の伸びは平均一・五倍と常識的にみなしていると言明をいたしているであります。しかも、最近の経済動向は、通産省が十日に発表いたしましたごとくに、昨年度に対する本年度の鉱工業生産の伸びは、去る四月に一〇％と予測いたしましたのを、九月に二四％に改定をいたしました。さらにこれを修正して、二五・六％に想定せざるを得ないと発表いたしました。すでに政府の改定、拡張した経済見通しそのものの再改定、再拡大が必要になつてゐるのであります。

租税の自然増の見積もりをふやすといふことに対しては、一部の批判もあるやうでありますけれども、われわれは、本年九月決算期以来、大法人活

動が飛躍的に大きな収益を上げてゐる事実注目しております。また、明年三月期決算にはさらに収益増となる情勢であることを確認いたしてゐる次第であります。政府当局の相も変わらず財源隠匿政策に対抗いたしまして、当然国の収入になるべき大企業の租税負担を正しく評価することこそ、私ども革新政党的当然の任務かと存するわけでありまゝ。(拍手)

かかる観点から、私も本年の自然増を推定いたしましたところ、本年度租税収入総額は一兆二千四百四十六億円が可能であり、これより税制改革により減収百三十三億円を差し引いた一兆二千三百一十三億円と、政府の当初予算の計上額一兆二千二百四十四億円との差額、すなわち八百六十九億円が今年度の租税の自然増と確信をいたしたのであります。これより災害減収分百二十億円を差し引きましたところの六百八十九億円が見込み得るものとなるわけでありまゝ。われわれは、年度内に当然期待し得る租税収入、すなわち、生産活動と健全な国際収支の裏づけのある租税収入を確保し、これをもつて当面の災害予算の財源に充てることを要望するものであります。

この点、政府案は、財源補正の面でも、きわめて不誠意といわざるを得ないのであります。なぜに政府がこのやうに歳出、歳入の両面にわたつてあいまい不明確な予算編成を行なつたの

か。それは、言うまでもなく、第一に、政府はすでに今から明年度予算編成にあつたての財源難に陥つてゐるからだと思ひます。第二には、しかも、政府は、そういう財源難でありますので、ついに、官房長官談話として、明年度は防衛六カ年計画の実施は中止すると公表いたしましたのであります。が、それにもかかわらず、ロッキード戦闘機の購入と製造に莫大な予算をつぎ込むことを、すでに方針として決定してゐるからであらうと存じます。

(拍手)このように、政府は、明年度は国土保全の名を表面に打ち出しておりながら、実は着々と軍事予算の案を上げんといたしてゐるのであります。このやうな基本方針のもとでは、今回の災害予算に十分な財源を振り向けることは当初から困難であつたに違ひないと思はざるを得ないのであります。

(拍手) 今回の補正歳出のもう一つの柱となつておられますものは石炭産業者対策費であります。これも、同じやうな政治的理由のもとに、全く無力な対策だけが打ち出される結果となつたのであります。私も、私ども社会クラブは、保守政治のもとにゆがめられた今次補正予算案に反対をいたしました。お手元に配付いたしておきます。やうな、わがクラブの組みかえ案によりまして、そこから捻出されております財源をもつて、そして、その案に示さ

れておりますやうな当面の災害復旧並びに石炭産業者対策に万全を期するやうに、政府が今次補正予算案をもう一度再検討し、再提出されるやうに要望いたしまして、説明を終わりたいと思ひます。各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤五郎君) これより補正予算三件に対する討論と動議に対する討論を一括して行ないます。順次これを許します。上林山榮吉君。

〔上林山榮吉君登壇〕
○上林山榮吉君 たいま議題となりまして昭和三十四年度一般會計予算補正外二案に対し、私は、自由民主党を代表いたしまして、政府原案に賛成の意を表し、社会クラブの組みかえ案に反対するものであります。

あらためて申し上げるまでもなく、今回政府が補正予算を提出するに至りましたおもなる理由は、本年度に入つて相次いで発生を見ました風水害の復旧、被災者に対する救助その他の対策等のため急速に支出を必要とする事となつたためであります。わが国は、本年に入つて、六号、七号、十四号、続いて十五号と、数回にわたつて台風の襲来を見、そのつど各地に甚大な被害を生ぜしめたのであります。特に、九月下旬に襲来した台風十五号は、本州中部を縦断しまして激甚な被害を及ぼし、なかんずく、伊勢湾海岸地帯に

おける異常な高潮によつて、中京地区より三重県東部にわたる一帯は未曾有の惨害を招き、死者、行方不明者合わせて五千三百名、被災世帯約三十五万四千世帯、建物の全壊・流失等合わせて約四万棟、公共土木、農林水産業施設の被害のみでも千二百五十億円に達してゐるのであります。

この際、私は、まず、多数の犠牲者の方々に對して衷心より哀悼の意を表するものであります。(拍手)また、被災者に対しては、深く深く御同情にたえません。どうぞ一日も早く物心ともに立ち直られることを心から祈つてやまないものであります。(拍手)今回、政府が急遽臨時国会を召集し、これら災害復旧のため予算上の応急の措置をとられたことは、当然のことと存するのであります。

さて、私が今回の補正予算に對し賛成いたす理由は、災害対策において積極的にその内容の充実をはかり、復旧の迅速を期して、被災地における民生の安定及び生業の再建に格段の意を用ひてゐることとあります。さきの七号台風等による災害に對しましては、政府は、そのつど予備費の支出等によりそれぞれ措置を講じて参りましたが、今次の伊勢湾台風の襲来に及んで、新たに補正予算の編成を決定するに至りました。しかし、その災害たるや、大規模であり、これが対策費も巨額に達するため、政府当局は、予算の編成にあ

たり、財源の問題、明年度予算との関連並びに一部に景気過熱論すら出ている現下の経済界への影響等、諸般の情勢より種々困難な場面に直面したことと推察されるのでありますが、このたびの災害復旧に対して政府は異常な熱意をもって臨み、財源調達については、年度間見込み得る限りの財源を充当するほか、七十六億円に達する既定経費の節減という異例の措置まで講じたことを考えますとき、政府においては、災害対策等につき、その内容の改善並びに復旧の進捗率引き上げ、ひいては民生の安定に格段の意を用いたものと、深く敬意を表明するものであります。(拍手)

以下、これらの諸点について、少しく具体的に論じてみたいと思ふのであります。

第一は、予算補正における災害対策費の策定にあたりましては、事業全般にわたって被害の実情に即して補助の範囲を拡大するとともに、特別の高率補助をするため、別途、立法措置を講じ、格段の考慮が払われているのであります。二十八年度の場合において、災害復旧事業に対して特例法を設け、国庫補助額を増額していることは、御承知の通りであります。今回の補正においても、被害激甚地の国庫補助については、二十八年度とは同様の取り扱いをいたしているものであります。特に災害関連事業については、

今回は、一般災害復旧、直轄災害復旧とも、特にその補助率の引き上げを行なっているとともに、その事業量の増加を見込んでいますのであります。

また、伊勢湾高潮対策については、被害の甚大な事実にかんがみまして、その復旧にあつては、単に原形復旧にとどまらず、災害防止の見地から、科学的検討を加え、海岸及び河川部堤防の本格的な工事を計画的に遂行することとしたし、干拓工事の堤防に對しては全額国庫負担で施行し、愛知、三重両県の施行する対策事業中、関連事業の部分については、特に八〇%の高率補助を予定しているものであります。なお、この工事の工法等については早急に調査研究することとなっているのであります。これらに對しては、本補正に追加された予備費及び国庫債務負担行為を充てているのであります。工事の完遂を期しているものであります。

さらに、公立並びに私立文教施設、公営住宅施設等、公共事業以外の災害復旧につきましても、ほぼ二十八年度と同様の措置を講ずるほか、特に、今回は、激甚被災部落共同化施設、共同利用小型漁船復旧、緊急排水事業等について、それぞれ高率の補助を行なうこととしたのであります。

また、災害救助についても、十分の配慮をなすとともに、救済土木事業を企図して、被災者の生活の安定について

ても格段の思いをいたしているものであります。

なお、復旧工事の促進をはかるために、木曾川外三本の直轄河川については、復旧費の計上を従来の五〇%より六〇%に引き上げ、災害復旧補助事業全体について申し上げますれば、二十八年度当初は初年度一六・六%の計上にすぎなかつたのであります。今回は、いわゆる三・五・二の原則に従つて初年度二五%を補正に計上するほか、さらに、国庫債務負担行為により三・五%を加えて二八・五%としたし、明年度の作付等に支障なからしめるよう取り計らっておりますことは、民生安定上きわめて適切な措置と信ずるのであります。

第二は、地方交付税についてであります。二十八年度当初は、いわゆる平衡交付金制度のもとにありましたが、災害に伴う予算補正に際しても、その増額は行なわれておらず、被災公共団体の追加財政需要に對しては、もっぱら、特例法による国庫補助率の引き上げと、地方債の政府引き受けの増加等によつて対処したのであります。しかるに、今回においては、特例法の制定及び地方債引き受けの増加のほか、補正予算に伴う地方交付税の増加額八十五億圓中、四十一億圓は、特別交付税として被災地を中心に交付することとしたし、さらに、普通交付税の四十四億圓の相当部分も被災自治体に配分されることが予定されているのであります。従ひまして、さきの特例法による高率補助と特別交付税の交付とをあわせ考えますならば、今回の予算措置は、地方財政に對する関係におきまして、二十八年度の場合に比して、はるかに充実するものと斷ずることができるのであります。

第三は、財政投融資による災害対策費であります。財政投融資につきましては、郵便貯金及び簡保資金等において現在見込み得る原資の増加をすべて充当するほか、既定計画の一部振りかへ及び公募債の増額等により所要資金を捻出し、中小企業対策として百六十億圓、農林漁業関係対策として四十億圓、住宅復旧対策として四十億圓、さらに、災害に伴う地方自治体の資金需要の増加に應じて地方債百六十億圓、計四百一十億圓の追加を行なっております。このたびの被災地は、わが国の産業・経済上重要な地位を占め、特に伊勢湾沿岸には金属、機械、車両、化学、紡績等の大工場及びその下請中小工場が密集している上に、これらの従業員の住宅その他生活上の被害も甚大なるものがありますとき、これら財政資金による援助はきわめて適切なものと考えられるのであります。

次に、炭鉱職者対策費であります。石炭は、一般景気の立ち直りをよそに、世界的不況に直面したのであります。して、石炭産業をいかにすべきかは、きわめて重要な問題であります。特に、わが国では零細炭鉱が多く、炭鉱町という独特の居住組織を形成しております関係上、炭鉱の衰微は社会的影響もきわめて大きいものがあるのであります。従つて、今回、特に七億圓余を計上して、離職者の再就職のための職業訓練に要する費用の一部を負担し、さらに、新たに設立される炭鉱離職者援護会の援護業務に對して補助する等の措置を講ずることにしております。適切な措置と考えるものであります。

概略、以上の見地に立ちまして、私は、政府提案の補正予算に賛成の意を表するものであります。なお、今回の災害の痛ましい惨状にかんがみ、かかる惨害を二度と繰り返さぬよう、将来に向かつて政府は一そうの努力を傾注してもらいたいことを切に願ふものであります。戦後、日本の一つの大きな不幸事は、台風による被害がきわめて多く、年々数千億圓の国富の消失を見ていることでもあります。しかして、かかる災害を一種のあきらめと不可抗力として見ることなく、科学の進歩、技術の飛躍的發展を遂げつつある今日においては、進んで自然と戦ひ、自然を克服するという方向に向かつて、災害の克服に格別の考慮を払われんことを切望するものであります。

なお、日本社会党並びに社会クラブより予算委員会に提出されて否決を見

ました予算組みかえ案について、一言触れてみたいと思ふのであります。

日本社会党の提案によりますと、歳

出は、災害復旧事業に關し、被害激甚地指定を拡大するほか、国庫補助率を平均九〇%、進捗率を四五%に引き上げ、その他の諸対策等につきましても大幅の増加をはかり、歳出規模は政府原案より七百三十億円を上回る千三百四十億円となっております。災害対策費の増加により、被災地が一日も早く復旧し、被災者の方々が安んじて生業にいそしめるようになることは、私ども心から願うところであります。しかしながら、災害対策諸費等の増加は、財源の問題、工事の消化能力、地方公共団体の負担力、過去の災害との関連並びに財政の経済に与える影響等を慎重検討の上決定しなければならぬことは、申すまでもありません。

かかる観点より社会党案を拝見いたしますとき、いまだ熱せざる案と申さなければなりません。

一例をあげますならば、年度内四五%の進捗率の計上であります。向こう四、五カ月の年度内にかかる工事量を実施することは、従来の実績に照らして実行不可能であり、予算の不消化を来たすことは火を見るよりも明らかであります。さらに、歳出規模一千三百四十億円の財源の主たるものを、外為会計資金の取りくずし及び防衛庁経費、貴金属会計等に求めているが、あ

らゆる立場からの検討が浅く、非現実的であるので、賛成できないのであります。

また、社会クラブの提案に対しましては、防衛費の削減を見合わせる等、現実的で、傾聴すべき諸点なしとなつておりますが、おおむね社会党案について述べたと同じような趣旨で賛成いたしかねるのであります。

以上、私は、政府提案の補正予算に賛成いたすものであります。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 鈴木一君。

〔鈴木一君登壇〕

○鈴木一君 私は、社会クラブを代表いたしまして、社会クラブ提出の補正予算案組みかえ動議に賛成いたしまして、政府原案に反対をいたします。

(拍手)

社会クラブの組みかえ動議の内容は、政府原案の欠陥を是正し、第一には、真に災害復旧に役立ち得る予算、第二には、罹災者並びに死亡者に対しても国の責任を果たし、援護金や弔慰金を支給し得る予算、第三には、石炭関係離職者の皆さんの生活援護と職業保障について万全を期し得る予算に組みかえんとするものであります。

すでに、社会党はもちろん、自民党の各位もよく御承知のように、政府の計上しました三百四十三億円の災害関係予算と五十億円の予備費では、政府の示した高率適用の基準を実際に実施することは明らかに不可能なのでござ

います。(拍手)すなわち、経費が不足するのであります。もしこれ以上財源がないというならば、われわれも、政府補正予算案を改善の策といたしまして認めざるを得ないのであります。

補正財源といたしましては、社会クラブの組みかえ動議が示していますように、本年度の租税、印紙収入においては、政府の見積額を上回る自然増収を計上することが可能なのであります。

また、最近の経済動向は、これが可能であることを明らかに実証している

のでございます。また、社会党も、先ほどの委員会におきまして組みかえ案で示しているごとく、外為会計のインベントリーは、一部を一般会計補正財源に繰り入れることは法律的にも直ちに可能なのであります。財政的にも外為会計に何らの支障をも来さないものであります。すなわち、現実的に補正財源といたしまして活用し得るものなのであります。もし政府が真に災害対策、石炭離職者対策につきましても誠意を持って対処するならば、これらの財源を活用するのが当然なのであります。

社会クラブの組みかえ動議こそが、現在の財政事情に即応した、最も積極的かつ現実的予算編成の方針なのであります。われわれは、かかる観点から、全面的にわが会派の案を支持するものであります。従つて、社会クラブとしては、ここで、政府に対し、社会クラブの案通り政府案を組みかえ

ることを強く要望するものでございす。(拍手)

次に、政府原案に反対の意向を明らかにいたします。

政府原案の歳入補正、すなわち財源措置につきましては、先ほどわがクラブの佐々木議員が指摘した通り、政府として当然計上し得る財源を放置しているのではありません。われわれは、このような政府の怠慢を断じて許すことはできないのでございます。(拍手)

また、政府案の歳出補正面を検討いたしますと、われわれが絶対に見のがすことができないのは、第一に、災害関係費の編成についてであります。今回の政府原案の一般会計歳出は六百四十億円でありまして、そのうち、災害関係費は、予備費のうち五十億円を加えて三百九十三億円、つまり、歳出総額の六四%を占めているのでございす。しかも、これら支出につきましても、政府は、あらかじめ、進捗率はおおむね三〇%であり、高率適用地域はおおむね被災地全体の六割程度である

と基準を示しておりますが、予算の配分を行なうにあたりまして最も肝心な要素となる高率適用を行なうべき被害程度の基準につきましても、一昨日より早く決定されたのであります。そこで、この最も重要な基準に基づいて予算を配分した場合、はたして計上されている予算額だけで十分であるかという保証は全くないのでございます。

(拍手)これは、大蔵大臣の答弁に見る通り、全くあいまいなものであるの

であります。

第二に、われわれは、政府が災害復旧事業について何ゆゑに進捗率を三〇%で押え、高率適用地域を被災地全体の六割で押えたのか、全く理解に苦しむところでございます。大蔵官僚流に申すならば、災害対策費は、三カ年に分割いたしまして、三・五・二の割合に配分すべきものと定めていたのであります。さらに、本年度は、十二月以降に予算が執行されるのであるから、総事業費の三〇%程度の執行が限度であると説明しております。しかしながら、被災地は、北海道のように冬期間復旧事業が滞滞することはあり得ないのでございます。また、交通運輸の面からいたしまして、あらゆる復旧建設を投入することも可能なのでございす。また、予算措置といたしまして

も、補正予算総則によつて、年度内に使い残り金を生じた場合は、これを全額繰越金といたしまして翌年度に使用し得るよう措置することも可能なのであります。従つて、進捗率三〇%は、政府の決意次第では、もつともっと、さらに伸ばし得るのであります。また、高率適用地域にいたしまして、政府は大体六割の地域を見込んでいます。政府は、被害総額があくまでも中間報告でありまして、最終報告ではない点、並びに、復旧事業が原形

復旧ではなく、根本的に改良復旧を目標とすべきである点、この二点より見るならば、高率適用地域は当然八割程度を見込むべきであります。

次に、石炭離職者対策につきましましては、援護会が中心となって離職者の生活と職業の世話をすることになっておりますが、援護会の機能は全く弱く、しかも、離職者数の査定を過小評価しており、これでは、炭鉱の山元現場のお気の毒な現状を無視した対策といわざるを得ないのでございます。

(拍手)
また、財政投融資の面におきましても、中小企業、農林漁業、住宅金融の各方面において、災害復旧の現実の要求を満たし得るものでないことは当然でございます。(拍手)

われわれは、政府案がこのような原案のままでは、残念ながら賛成することはできないのでございます。(拍手)
最後に、日本社会党の御批判について一言触れたいと思います。(拍手)

社会党は、わがクラブ提出の補正予算組みかえ案に反対する第一の理由といたしまして、わがクラブが見込んでいた自然増収を強く非難しておりますが、これは事実の認識を誤った議論といわざるを得ないのでございます。

(拍手)われわれは、自然増収の見積もりにあたっては、広く学者の意見を求め、権威ある機関を動員いたしましたし、冷静に、客観的に、その算定を行

なったのでございます。従って、これによって厘毛たりとも税の増徴を来たすものでないことを確信いたすものでございます。われわれは、あるべき財源を公正かつ客観的に把握し、これを財源に充てたのでございます。

第二に、社会党は、政府案に賛成し、わがクラブ案に反対する態度をとっておりますが、この点に至っては、社会党の無方針、無原則を完全に露呈したものでいわざるを得ないのでございます。(拍手)社会党が予算委員会に提出の組みかえ案は、政府案の細部に至るまで組みかえを行なっており、その内容は政府案とは根本的に見解を異にしているものでございます。

(拍手)にもかかわらず、予算委員会において、おのれの組みかえ案が否定されるや、直ちに態度を変えまして、自己の案にほど遠い政府原案に賛成し、自己の案に近いわがクラブの案に反対するのは、あまりにも無見であり、かかることは、わが国会史上にも全く前例のないことでございます。

(拍手)われわれは、その真意の理解に苦しみ、心から遺憾の意を表するものでございます。
以上をもちまして私の討論を終わりたいと思いますが、言葉の過ぎた点はお許し願いたいと思います。(拍手)
○議長(加藤繁五郎君) 島上善五郎君。

〔島上善五郎君登壇〕

○島上善五郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま上程されました昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)外二件に賛成し、社会クラブ提出にかかわる編成費を求むる動議に反対の討論を行なわんとするものでござい

ます。(拍手)ただし、われわれの賛成は、政府案を十分なもの、けつこうなものとして自画自賛する与党の賛成論とは異なりまして、この予算補正ははなはだしく不十分なものであり、被災者の要望にほど遠いものであることを指摘し、これに関するわが党の考え方を明らかにし、これがための第二次予算補正を強く要望して、事態の緊急性にかんがみまして、百歩譲って賛成せんとするものであります。(拍手)

本年九月二十六日、史上最大といわれる伊勢湾台風が襲来し、その前の六号、七号、十四号台風と、わが国は相次ぐ台風に見舞われ、被害はきわめて甚大であつたのであります。伊勢湾台風だけをとりましても、被害総額は六千億以上に上るといわれ、罹災世帯は約五十万世帯を数えているのであります。災害地を訪れた岸総理、益谷副総理、村上建設大臣らは、金は惜しまぬ、政府としてはできるだけのことをすると言明したのでありますが、政府が実際に国会に提出して参りました予算補正は、災害対策費三百四十四億、予備費五十億、計三百九十四億にすぎないのであります。これが、は

たして、金は惜しまぬとの言明を実行する岸内閣の災害予算でありましようか。

この予算補正の第二の問題点は、石炭対策であります。約十万名の炭鉱離職者を出し、現在なお企業合理化の名に隠れて首切りのあらしが吹きすさび、昨日は二十四時間ストが行なわれ、今や大きな社会問題になっているこの石炭危機に対し、また石炭離職者に対し、政府の予算補正は、たった七億二千万にすぎないのであります。災害対策、石炭対策、いずれの面を見ましても、今度の予算補正は、はなはだしく不十分であるといわなければなりません。(拍手)

第一は災害対策の問題であります。わが党は、今度の伊勢湾台風が民間に対しきわめて大きな被害を与えている事実を考慮し、災害対策にあたつては特に民生安定に重点を置くべきであると考え、約五十万世帯に上る全罹災者に対して一戸当たり三万円の見舞金、また、死者、行方不明者約五千人に対して一万円ないし三万円の弔慰金を支給すること、さらに、生活再建資金として、十万円を限度に、二年間掘え置き、十年返済、無利子貸付を中心とした罹災者援護法並びに生活保護特別措置法を提出いたしました。政府は、これらの民生安定に対し、見るべき対策を示さなかつたことは、きわめて残念であります。(拍手)災害対策で

最も必要なものは民生安定であることを忘れていたのではないかといわざるを得ません。

次に、農地、農業用施設、公共土木施設等の復旧工事について、政府は、従来、三・五・二の比率で復旧をはかるといふ方針をとっていたのであります。ところが、今回の災害に関しては、初年度はこの従来の比率以下であることは、全く納得のいかないところであります。わが党は、従来の比率を引き上げ、五・三・二の比率にするよう主張してききました。今度の災害補正予算程度では、来年の雨季、台風期までに災害を復旧することは、とうていできません。これでは災害復旧の意味が全くなくなつてしまつて過言ではないのであります。(拍手)また、災害復旧にあたつては、原形復旧にとどまることがなく、改良復旧を旨とすべきことを主張したのであります。このいすれの考えも予算補正には盛り込まれていないのであります。

次に激甚地指定の問題であります。政府は、今回の災害をきわめて過小に評価し、激甚地指定を小範囲に限定したこと、災害市町村の多くが激甚地から除かれ、橋一つかけるにしても、負担率の高いのが半分、低いものが半分というふうに、きわめて珍妙な激甚地の指定を行なつたのであります。また、激甚地の指定が政府当初の考えより変更されたことにより、当然

に補正予算額が相当変更して行くにもかかわらず、もと通りの予算額でこれを勘定しようとしております。わが党の激甚地指定の基準は、一、都道府県の指定については、被害額が当該府県の標準税収を上回る府県、災害救助法を八割以上の市町村に発動した府県、二、市町村については、市町村の負担にかかると被害額と当該市町村の区域内の都道府県の負担にかかると被害額の合計額が当該市町村の標準税収と都道府県税との合計額をこゆる市町村、また、市町村の災害救助法第二十三条に基づく救助費のうち県の支弁した金額が当該市町村の標準税収の百分の一をこえるものとし、三、旧市町村の指定については、市町村指定の方式と同様といたしました。これによって初めて災害地のすべてが含まれることになるのであります。地方財政窮乏のはなはだしい今日、国の補助率を高めることは政府の義務といわなければならぬのであります。

われわれは、以上の見地から、今回の災害補正予算については、八百三十八億余の予算補正を要求したのであります。

予算補正の第二の問題は、石炭対策であります。わが国の石炭埋蔵量は約二百一十億トン、確定炭量は六十四億トンで、国内エネルギーの乏しいわが国においては、最大のエネルギー資源であります。この重大資源の危機に対

し、政府は何らの施策を施さず、わずか七億四角の予算を石炭離職者対策費として計上したにすぎません。われわれは、石炭の基本対策はここではないばらくおくとし、石炭離職者対策については、政府の予算補正のほかに、転職移動資金、離職者公営住宅建設資金、炭鉱離職者失業特別手当などが緊急に必要であると考へます。政府は、石炭政策については抜本的な対策を講じ、新規失業者の発生を防止するとともに、当面の離職者に対し徹底的な民生安定の政策をとり、予算補正を組むべきであります。

次に財政投融資の問題であります。民間災害が甚大であったにもかかわらず、財政投融資の増額は、災害、年末を合わせて五百一億にすぎません。この程度で、深刻な災害の中から、はたして商店が立ち直り、農村が生業できるか。われわれは、一般会計と同様、ほぼ倍額程度に増額することが必要であると存するのであります。

伊勢湾台風といひ、石炭危機といひ、文字通りの非常事態であります。

政府は、補正予算の編成にあたり、財源のないことをしきりに言っております。が、財源のないはずはありません。国際の軍縮傾向にある際に、防衛費の削減がわずか三億四千万円とは何事でありましか。われわれの計算によりますれば、防衛費三百億程度削減は

決して無理ではありません。(拍手)防衛費に手をつけずに民生安定をはかるとするから金がないのであります。

(拍手)また、接収資金にもいろいろ問題はありますが、一般会計、特別会計、公益営団に属するはずの二百八十九億のうち、百五十億程度は十分に使えるのであります。また、外国為替資金一千六百億のうち、三百五十億程度は取りくずしてしかるべきであり、この程度では決してインフレになる気づかいはありません。(拍手)防衛関係費、接収資金、外国為替資金だけでも八百億の財源があるのであります。われわれは、政府に断じて金がないとは言わないのであります。(拍手)

また、このたびの予算がきわめてずさんであることを申し上げておかなければなりません。金額が十分でないことはもちろん、激甚地の指定が予算委員会の中で行なわれ、予備費五十億を災害費に充当することにしており、計算の基礎がきわめて不明確であります。これでは、災害復旧の進捗によって予算が不足することは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)このような場合、ともすれば陥りやすい、官僚の手による冷遇不当な査定を強行することなく、被災地の実情にあたたかい思いやりを持って、政府はぜひとも第二次補正予算を組む

べきであり、われわれはこれを強く要求するものであります。(拍手)

以上申し上げました通り、今回の補正予算には不満足な点が多々あるのであります。が、罹災以来二カ月、寒空にふるえる災害被害者を思うとき、また、壁と屋根だけの家で飢えに苦しむ炭鉱離職者の身の上に思いをいたし、これら対策の緊急性を思うとき、補正予算の成立が一日でもおくれることは、われわれの欲するところではありませんので、ここにわれわれの対策と考へを明らかにした上、政府案に賛成するものであります。(拍手)

最後に、社会クラブの編成替の動議に一言触れます。最近まで同志であった諸君に対して多くを申し上げようとは存じませんが、肝心の財源について、所得税、法人税、酒税等につき、政府案よりも百九十億も自然増を多く見積もっておることは、税収入の見積もりはでき得る限り安全を見て過大にならないようにすべき財政の基本原則を無視しておる点、国民への苛斂誅求、転嫁のおそれがある点、並びに、政府においてすら、防衛費に対してわが党の要求に譲歩し、当初の方針を一部変更して三億四千万円余りを削減しようとしているのに、これに全然手を触れようとしなないのは、つい最近まで、われわれと同じく自衛隊を連帯なりとして否認する立場をとっていた社会クラブの諸君

が、自衛隊を認め、再軍備に賛成する態度に豹変したのではないかと疑わざるを得ないのであります。(拍手)また、この編成替を求める動議提出の動機につきましても、政治的にいささか首肯したい点もありまして、残念ながら賛成いたしかねるのであります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) これより採決に入ります。

まず、佐々木良作君外二名提出、昭和三十四年度一般會計予算補正(第2号)外二件の編成替を求めるの動議につき採決いたします。

佐々木良作君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立少数。よって、佐々木良作君外二名提出の動議は否決されました。(拍手)

次に、昭和三十四年度一般會計予算補正(第2号)外二件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤鐵五郎君) 起立多数。よつて、三件とも委員長報告の通り可決いたしました。

次期戦艦機決定に関する緊急質問

(淡谷修蔵君提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、淡谷修蔵君提出、次期戦艦機決定に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

次期戦艦機決定に関する緊急質問を許可いたします。淡谷修蔵君。

(淡谷修蔵君登壇)

○淡谷修蔵君 政府が国防会議で決定した次期戦艦機購入に關し、日本社会党を代表して質問し、岸總理大臣、佐藤大蔵大臣、池田通産大臣、赤城防衛庁長官に答弁を求むるものであります。この問題は、長い間国民の疑惑に包まれた問題であり、国の防衛上、また財政上、重要なものでございますので、詳細に、かつ、責任を持って御答弁をお願いいたします。

質問の第一は、政府が、さきに国防会議で内定した次期主力戦艦機、すなわち、グラマンF11F-1Fを取り上

げ、今回一転してロッキード機に乗りかえた真相は何かという点であります。また、グラマン機は当時存在せず、また、国防会議が同機を決定した背後には、グラマン社、ロッキード社その他の猛烈にして醜怪な売り込み運動が行なわれ、政界、官界を通じて幾多の汚職や横暴のうわさが立ち、特に、天川勇なる怪人物をめぐつて、岸總理を初め、自由民主党の川島幹事長、河野總務会長、廣岡国防会議事務局長らが国会で追及されたことは、記憶に新たなところであり、当時の決算委員

長田中彰治氏が、与党でありながら、敢然としてこの追及の第一線に立つたことに見ても、事件の複雑怪奇さがわかるのであり、事件の核心を握る天川勇を証人として決算委員会に召喚することが決定するや、政府は周章ろばいして、田中決算委員長に意を含め、委員会の流会をはかつて混乱を与え、事件は国民の深い疑惑に包まれたまま擧られていたものであります。(拍手)

政府は、かかる國論の反対、国会の追及の中にあつても、がんとして、国防会議の内定を理由に、グラマン機の優位を長い間主張し続けるかと思ふと、急に白紙還元、再調査と転換し、このたびは、さらにロッキードF104Cに決定を見たのであります。転換には転換の理由がなければなりません。その理由の表明もなく、一応白紙に返したのだからそれでいいだろうなどという態度は、まことに無責任きわまることであつて、この際、グラマン機に内定したのは明らかに誤りであつたのなら誤りであつたと、国民の疑惑を解くだけの理由表明を行なうべきが当然と思ひますが、政府はどう考えられますか。(拍手)

第二に、さきにグラマン機を内定したことにまつるさまざまな疑惑を一掃する意思があるかどうかという点についてであります。政府は、この際、一切を明らかにして、疑惑をロッキード決定にまで持ち越さぬ決意を持たねばなりません。グラマンに内定する當時、防衛庁は、永盛調査団、佐藤調査団と、二度にわたつてアメリカに調査団を派遣し、多大の日時と國費を使つて十分に調査研究をいたしましたと言つております。十分責任ある調査研究をした上で決定したグラマン機をロッキード機に変えたという理由が、いまだに明らかになつておりません。

おそらく、この再調査団あるいはそのいずれか一つがグラマン社の猛運動を受けたか、あるいはグラマン社と利害相つながら財界、政界から誘惑または脅迫を受けたか、いずれにしても、われわれが強く主張いたしました、グラマン機は実際に存在しない幽霊機であつたという事実を承認されたものと思ふより考え方がございせん。(拍手)

実際存在しなかつたものを、ぎょうぎょうしく軍事専門家と称する人々が調査したというのは、一体何を調査していたのか。それをまた次期戦艦機種として国防会議が内定したというなら、これまた、どんな協議によつて内定が行なわれたのか、了解に苦しむのであります。

なお、この防衛庁のグラマン機決定には、天川勇なる怪人物が暗躍してゐたことが明白になつております。新三菱重工業や三洋電氣という軍需会社の顧問をやり、防衛庁、大蔵省、通産省の機密書類を手に入れ、連夜それら官庁の幹部と酒色にふけつてゐた事実のあがつてゐる天川勇の作つた諸元比較表がグラマン機決定には大いに力になつてゐたというが、その天川勇に次期戦艦機決定を委託したのは岸国防会議議長その人であり、天川勇をどんなふうにか考へてそんな重大な問題の委託調査を命じたのか、お伺ひいたします。(拍手)

いふのであれば、あなたが知らないというものは、廣岡事務局長の偽造したもののなか、偽造しないまでも、勝手にあなたの名前を使つてゐたものかどうか、国防会議の威信のために何つておきたい。あなたは、天川勇を委託したのは事務当局がやつたのだと答へられるかもしれないけれども、国防会議議長の判は、一つ十円のめくら判みたいに簡単につかれていいものかどうか、お伺ひいたします。(拍手)

私は、国防会議が軍事専門家の會議でないことは承知しております。機種決定についても、防衛庁の決定が決定の重要資料になることは、あたりまえであります。その防衛庁が反対派を圧迫してまで強行決定した戦艦機種を、二年たたずしてまたくつがえさねばならなかつたとせば、国防の権威などといったところで、当てになつたものでございせん。今回のロッキード機決定について、源田報告を全面的に受け入れたというが、前にグラマン機をあれほど強く支持し、国民世論の反対、国会の反響がなければ幽霊機グラマンに国防を担任させようとした防衛庁幹部の責任はどうしてとるおつもりなのか、防衛庁長官に、あえて質問するものであります。(拍手)

白紙に返しましたというだけで簡単に翻し得るほどに無責任であり、ずさんであるのが防衛庁の決定であり、国防会議の決定であるならば、われわれは、今回の決定についてもまた大なる疑惑と不信を持たざるを得ないのであります。

質問の第三点は、国防会議の権威についてであります。国民は、国の自衛の大綱を統べ、巨額の予算を使う国防の大本を定めるのは国防会議であると信じております。それが、今度のよう簡単に次期戦艦機種の變更をせねばならなかつたり、機数三百を百八十に減じたりするようでは、国防會議

そのものに強い不信を抱かざるを得なくなるのであります。そもそも、グラマン機に内定した当初の国防計画そのものがはなはだしく粗末であり、不明朗であつたことが、次々と事件を複雑にし、怪奇にしているにほかならないのであります。政府は、このたびの源田調査団を、最高の権威があり、正確無比なものとして、ロッキード機への変更を理由づけているけれども、それは、以前の永盛調査団、佐藤調査団は権威なきもの、正確ならざるものと断じて差しつかえありませんか。そのような権威なき調査、報告に基づいて立てられた国防計画は、国を守るに値しないものと考えてよろしいか。二百機で済む戦闘機を三百機に水増しして国費を乱費せんとしたものであると思つてよろしいか。そうしたずさんな防衛庁の国防計画をうのみにのみ込んでいた国防会議が、真に国防を議する場ではなく、戦闘機購入会議といわれるロボットの存在であつたと断じてよろしいか。あるいはまた、戦闘機数を三分の二に減じたのは、将来核装備に切りかえる余地を残して計画を変更したとでもいふのでしょうか。もし、今回の新しい防衛計画が、それに基づくロッキード・ジェット戦闘機の種類の選定にも機数の決定にも誤りがないというならば、国の防衛を誤らんとし、国に多大な損害を負わせようとしたグラマン支持の防衛庁の幹部の責任を問

いなさい。永盛調査団、佐藤調査団の責任を究明しなさい。そんな決定をうかりかと思ひ、いや、国防会議にそれを信じ込ませるために、天川勇に調査を委託し、秘密資料に基づく軍事講演をやらせたりしていた廣岡事務局長ら国防会議の腐敗、不明の徒を一掃しなさい。さらに、岸総理大臣、そうした不明な行為、国防会議の内定に関することは、すべて国防会議議長岸信介の名によつてなされていたことを、あなた自身、はっきり知らなければならぬ。それによるあなた自身の責任を感じなければならぬ。すでに防衛庁の加藤防衛局長でさえ責任を感じて辞表を出し、今井次官もまた辞意を漏らしている。白紙還元したからいいだろうとか、その後さまざまな状態の変化がありましたとかいふことで、そんなぞつのない答弁で済むと思つたら、あなたには断じて一国の運命をなす国防を論ずる資格はございません。(拍手)

赤城防衛庁長官の言うところに従えば、このたびの源田報告書は膨大なものだといいこととあります。宮城県松島から自衛隊の航空機で飛び込んできた源田空将からその報告書を受け取るや、面髪を入れずして、防衛庁全幹部にその報告書のまかせ、国防会議で短時間決定させたという手ざわは、まことに、ありし日の真珠湾作戦の神速果敢なる奇襲にほらふつたるものがあります。一体、岸総理を初め、赤城、佐藤、池田の各大臣は、この会議で決定するために、短時間にその膨大な報告書を読むことができたのかどうか、これが質問の第四点。

読まして決定したとせば、国防会議は、防衛庁の決定の前に単なるロボットのすぎないのか、これが質問の第五点。

さらに、質問の第六点は、生産会社の決定はいかにして行なわれたかという問題であります。グラマン機に決定されたときは、新三菱重工が製造会社指定され、これに対し、ロッキード社と技術提携のあった川崎航空機会社が、政界と通じ、特に河野一郎君などを通じて猛烈な反対をしたことは、周知の事実であります。(拍手)ロッキードに変更しても、依然として主要契約者は三菱であり、従契約者は川崎航空機となつたのは、どういふ経緯をたどつたのか。F86Fジェット戦闘機の製造を終わらんとする新三菱重工が次の戦闘機の製造を当てるに待っていたことと関連し、しかも、報告書提出と同時に決定を見たことは、事前にすでにこれら会社と防衛庁、通産省、国防会議との間に何らかの取引のあったことを思ひますが、その間の事情を御説明願ひたい。(拍手)

このたび購入するロッキード・ジェット戦闘機は、一機百万ドル以上、すなわち三億六千万ドル以上と赤城防衛庁長官は言つており、さらに、百三十万ドルともうわさされております。しかも、国防会議は、価格には触れず決定したと言つておりますが、さきに廣岡国防会議事務局長は、衆議院決算委員会、ロッキード社の申し入れ価格を七十五万六千ドルと発表しておりました。ロッキード社が売り込み競争のために故意に価格を安くしたもの、信頼すべき数字ではないと赤城防衛庁長官はまた言つていますが、そんな信頼できない会社と契約して、要求よりさらに一機二十五万ドル以上も高く払つて戦闘機を生産しようとするのは、一体どここの国の買ひものの常識なのか。特に、赤城防衛庁長官がロッキードのハル社長と会つて、契約について話し合つた事実がござりますので、その点につき詳細に御答弁を願ひたい。(拍手)これが質問の第七点であります。

質問の第八点は、核兵器時代に戦闘機はほんとうに必要なのかということとあります。国際連合八十二カ国がこぞって軍縮決議が行なわれるという時代に、平和を守るといふ岸総理の言葉にうそはないなら、なぜ巨額の国費を投じて戦闘機を作る必要があるのか。平和の衣の下にうろいをまとい、ひるかに再軍備をやらうとするのであつても、あるいは、しんから自衛のために作らうとするのであつても、パイロットの数が、すでに時代おくれになつたF86Fジェット戦闘機の数にもはるかに足らぬことが明らかにされている今日、新しい型の戦闘機をさらに二百機も作らせて、一度も使わずに廃物になるF86Fもあるはず。その始末はどうつけるおつもりですか。中古エンジン、の轍を踏んで、また二束三文に捨て売りでもいたしますか、はつきりお伺ひいたしたい。人間の乗る最後の戦闘機だと誇るロッキード・ジェット戦闘機にしたところで、花の命は短くて、六年后完成するころには、F86F同様、また時代おくれになつて、いたずらに航空機会社の利益に役立つようになると政府はお考えになりませんか。戦闘機を作るのは、自衛のためでもなければ、平和のためでもなく、国内防衛産業育成成功のためではないのか、率直にお答えをいただきたい。(拍手)

次に、政府は、目の前に迫る災害対策費と、疑惑の多い防衛費と、いずれに重点を置くか。ありもしない敵の侵略におびえて、国費の乱費を少しも意に介しない政府は、現実災害に襲われた人々が、近づく冬を前にして今なお水浸しになつてゐる事実には目をおおつて、対策費も出し惜しみをしております。価格も定めずに高価な戦闘機購入に同意を与えた大蔵大臣は、一体どのような見地から同意をしたのか。社会保障、生活安定、平和産業の開発に何ら財政的圧迫を与えずに、戦闘機購入も含む防衛六カ年計画を財政的になし遂げる自信を持っておりますか。

なか。戦艦機材の購入は、防衛第一次五年計画の最終年度分として行なうつもりか、第二次六カ年計画の初年度分として行なうつもりか、はつきり御答弁を願いたい。日本の経済の行き詰まりを、国防に名をかりた軍需産業の助成で切り抜け、所得増進論などではとてい救えそうにもない国民大衆の生活の苦悶は捨てて顧みないつもりなのか。今回の臨時国会並びに通常国会における次年度予算において、防衛六カ年計画と、災害対策をも含む平和産業施策とに矛盾相剋を起すことなきやいなや、御所信を承りたい。これが質問の第九点であります。

最後に、岸総理に質問いたします。われわれは、グラマン機にきまろうが、ロッキード機によろめこうが、それを問題にしているのではありません。そのいずれにいたしまして、それは日本の平和には無意味、有害であることを、おわかり願いたいのであります。それは、平和のためでもなければ、自衛のためでもなく、実に、しばしば総理みずから言われる通り、国内防衛産業の育成助長のためであり、利権によつて政治をゆがめ、財政を混乱させ、ひいては国民生活を圧迫するがゆえに、購入に反対するものであります。ロッキードも、グラマンも、その意味においては変わるところありません。グラマン内定を賢明にも白紙還元された総理は、倉卒の間に決定強行されよ

うとするこのたびの戦艦機材購入にも、いま一度冷静にして透徹した反省をなすの勇氣があるかないか、これが質問の第十点であります。

以上十一点の質問に対し、そのつない御答弁は求めません。まじめにして誠意あるお答えをそれぞれ所管大臣からいただきましたと思うのであります。

以上、私の質問を終わります。
(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

次期戦艦機材の問題は、国防会議におきまして、第一次の防衛計画の一部として、この戦艦機材の問題が計画されたのであります。しこうして、その次期戦艦機材の決定につきましては、昨年の四月の国防会議におきまして、当時ありましたあらゆる資料を検討をいたしましてグラマン機に内定したことは、漢谷議員の御指摘の通りであります。これを内定するにつきまして、調査団を出し、当時としましてわれわれが集め得るあらゆる資料をもとにして内定いたしましたのであります。しかしながら、これは最後の決定ではなくして、なお検討すべきいろいろな問題を含んでおるとして内定をいたしましたのであります。この内定をするということは、その後におけるいろいろな計画を具体的に検討し、これを立てていく上から必要がありとして内定をいたしましたので

ございます。しかるに、その後、当時はまだ十分開発されておられませんでしたがロッキードのF104が開発をされまして、アメリカにおいても採用され、西ドイツも採用するといふふうな事情が

その後には起こつてきておるのであります。これらの事情の変化、さらに、実際に内定をした当時におきましては、グラマンもロッキードもまだ十分な実績を示しておらなかったものであります。したが、その後において実績を明らかにすることができるような状態になりましたので、本年の七月でありましたか、一応この内定を取り消して、白紙還元をして、さらに、権威のある調査団を出して、そうして現実に搭載もしてみ、また、あらゆる技術的な点からの検討も加えて最後に決定するといふ方針を定めまして、源田調査団を送つて、八十日にわたつて各種の機種について現実に搭載もし、あらゆる調査をいたしました結果、その結論に基づいてロッキードを採用することが適当であるという結論に達して、防衛庁においてその原案が作られ、国防会議においてこれを決定した次第であります。

その間において何らかの疑惑があるといふふうなお話ですが、そういう点は、私どもは、一切ないことを、かたく信じております。また、天川勇に対して、私が国防会議の議長として調査を委託したことが

あるかという御質問であります。そういう事実はございません。

さらに、最後に、最近の国際情勢と、また、軍事科学の発達等に顧み、この次期戦艦機材の採用について、もう一度反省して、これを白紙に返すような意向はないかという御質問であります。私どもは、先ほど来たお答えを申し上げましたような経緯において慎重検討した結果、日本の防衛計画の第一次計画の一部として次期戦艦機材の決定をいたしましたわけでございまして、これは、国防会議において決定をいたしました今日におきまして、これを取り消すような意思は持っておりません。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 機種決定がグラマンから一転してロッキードに移つたのじゃないかという御質問であります。機種決定に至るいきさつ等につきましては、総理から申し上げましたので、省略させていただきます。ただ、漢谷議員は、ほとんど検討もせずにおお急ぎで決定したのはどういふわけか、こゝういふお尋ねでございます。この点につきましては、ちよつと誤解があるのではないかと思います。確かに、最後に決定しました防衛庁議案であるいは国防会議の時間は六時から七時間だと思ひます。しかし、その前に、この六月十五日に白紙に還元いたしましたから、源田調査団を出しました

のは八月八日であります。歸つてくるまで七十五日、報告を出すまで八十数日にわたつて熱心なる検討を続けたのであります。源田調査団におきましても、米國におきましても、これくらい熱意を持って、これくらいのスケジュールでもって検討した調査団はないといふくらいに熱心な検討を続け、その検討を続けた結果も含めてお考えになりませんか。最後の防衛庁あるいは国防会議だけの時間だけで短時間だといふことではなくて、八十数日の検討を加えた結果によつて決定いたしましたのでありますから、決して軽率に決定したわけではございません。

(拍手)

それから、グラマンに内定したと、あるいはロッキードにきめたこと等につきまして、疑惑があるのじゃないか、幹部の責任はどうか、こゝういふ御質問であります。このことにつきまして疑惑のあるといふお話であります。が、疑惑の事実とは全然ございません。それから、幹部の責任はどうかといふことでございますが、確かに、グラマンを内定するときには、その当時集められる最大限の資料を集めて、グラマンが適当である、こゝういふうちに内定いたしましたのであります。しかし、その後、御承知のように、また、総理から答弁いたしましたように、F104が開発されたり、あるいはまた、これが米軍に採用されたり、西ドイツに採用され

たり、それからまた、資料もだんだん集まってきました。こういうことになつてきますならば、やはり乗つてみると乗つてみないでは相当違ひますし、乗つてみないで、資料を集めておるだけでは、慎重を期するわけには参りませんから、日本の現在の状況におきましては、最も權威ある調査団をアメリカに派遣いたしました。——これも、ただグラマン、ロッキードだけではございません。五つの機種につきまして、みずから操縦し、あるいは技術の点も検討し、武器体系の中における検討も加へまして、その結果、国防會議に諮つてF104Cが決定いたしましたのであります。でありますから、前に内定し、あるいはその時期々々においてグラマンがよいという説明もいたしましたが、それは、そのとき集まつた資料によつて、まじめに検討した結果、そういうことになつたのであります。しかし、実際には操縦しておりませんし、新しい問題等も操縦によつて発見したのであります。みずから操縦した場合と操縦しない場合との間に結論が違つてくるのは当然なのであります。

契約を新三菱にし、従契約を川崎にするということになりましたので、ロッキードの方から、川崎の方を主契約にならぬか、こういう陳情がありまして、しかし、それはできない、こういうことで回答したのであります。それから、有人機が必要なのか、有人機が無用になるのではないか、こういうようなお尋ねでございます。この点につきましては、私も非常に検討を加へたのであります。各、各、各、有人機を減らしてミサイルにかえていくという傾向は非常に強いのであります。しかし、全然有人機を必要としないというふうな段階ではございません。わが国の自衛のために有人機は必要である、こういう見解に立つて有人機の決定をいたしましたわけでございます。

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 防衛力整備計画、新戦國機国産等に要する予算、財政負担の検討についてのお尋ねでございます。御承知のように、防衛力は、わが国におきましては、国力に相應する漸増計画というものを持つております。昔、防衛力整備六カ年計画であるとか、あるいは第二次計画であるとかいう言葉を使われておりますが、おそらく、防衛を担当しております防衛庁内部において検討中のものであろうかと思ひます。ただいままでのところ、大蔵當局、また国防會議にも、その案はかつておりません。従ひまして、ただいま批判する筋のものではございません。

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。航空機の製造許可は、航空機製造事業法によりまして、通産大臣の専管事項でございます。しこりして、それが防衛庁の使用する飛行機でありますときは、防衛庁長官と協議することに相なつております。今回は、防衛庁機でございますから、長官と協議の上、決定いたしました。

〔拍手〕

工業を主たる契約者とし、周防航空機を従たるものとしたかと申します。従と、私は、両会社の設備能力、技術者数、あるいは技術の能力、経験、試験設備、その他経営状況を調べまして、これによつてきめたのでございます。次に、なぜそんなに早くきめたか、こういうお話でございますが、今、日本におきましてジェット機の製造をやつておりますのは三会社でございます。従ひまして、われわれは、従来より、この三会社につきまして、ただいま申し上げました経験、技術、設備能力、技術者数等を常に研究いたしておりました。大体の結論は出ておつたのでございます。機種が決定と同時に、私は判断するだけの資料を持つておりましたから、私の権限において決定いたしました。(拍手)

〔拍手〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。 昭和三十四年三月十日 提出者 白井 莊一 船葉 修 加藤 精三 木村 武雄 小牧 次生 櫻井 奎夫 永山 忠則 西村 力弥 賛成者 木村守江外十九名 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。 第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。」に改める。 第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村(政令で指定する市町村を除く。)立高等学校で、」に改める。 附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。 (経過規定) 2 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された市町村(以下「指定市町村」という。)の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において

授業を行う課程(以下「定時制の課程」といふ。)を置くもの(以下「定時制高等学校」といふ。)の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定に基づき任命されている校長(定時制の課程のほかに通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。)又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」といふ。)は、別に辞令を免せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「定時制課程の校長等」といふ。)となつたものとする。

3 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

5 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選任によつて、都道府県の退職手当を受

け、又は受けないことができるものとす。指定市町村は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定市町村の退職手当について、その者の当該指定の日前の附則第二項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間(当該在職期間に接続する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む。)を当該指定の日以後の当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」といふ。)の適用を受ける職員(以下「都道府県職員」といふ。)又は恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間

に通算する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条例の適用を受ける職員(以下「指定市町村職員」といふ。)としての当該指定の日以後の引き続き在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めらるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 附則第二項に規定する政令の改定により指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となつたことに伴い必要な経過措置は、附則第二項から附則第九項までの規定及び前項の政令の規定に準じて、政令で定める。

12 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第二条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

理 由

政令で指定する市町村の設置する定時制高等学校の職員の給料その他の給付は、当該市町村において負担することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年十一月十四日 衆議院會議録第七号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案外一案

日本学校安全会法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年二月四日

内閣総理大臣 岸 信介

日本学校安全会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十五条)
- 第三章 運営審議会(第十六条―第十七条)
- 第四章 業務(第十八条―第二十条)
- 第五章 財務及び会計(第二十一条―第三十二条)
- 第六章 監督及び国の補助(第三十三条―第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条―第四十二条)
- 第八章 罰則(第四十三条―第四十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学校安全会は、学校安全の普及充実に図るとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に關して必要な給付を行い、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本学校安全会(以下「安全会」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 安全会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 安全会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四条 安全会は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産に關する事項

五 役員に關する事項

六 運営審議会及び運営審議会の委員に關する事項

七 業務及びその執行に關する事項

八 学校の設置者との災害共済給付契約の締結に關する事項

九 共済掛金に關する事項

十 会計に關する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五条 安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 安全会でない者は、日本学校安全会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 安全会には、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第九条 理事長は、安全会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して安全会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行つる。

3 監事は、安全会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

(役員欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

(役員兼業禁止等)

第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の營業に關し、安全会と取引してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 安全会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が安全会を代表する。

(職員)

第十五条 安全会の職員は、理事長が任命する。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十六条 安全会には、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の予算及び事業計画

四 その他安全会の業務に關する重要事項で、定款をもつて定める事項

4 前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に應じ、又は必要と認める事項につ

て、理事長に意見を述べることが出来る。

(運営審議会の委員)

第十七条 運営審議会の委員は、安全会の業務の運営に関係を有する者及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十八条 安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）の普及充実に関すること。

二 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。）の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡（以下「災害」という。）につき、当該児童及び生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第二十二条第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、医療費、療養費、見舞金又は死亡見舞金の支給（災害共済

給付）をいう。以下同じ。）を行うこと。

三 前各号の事業に附帯する事業

2 安全会は、前項第二号の業務のほか、高等学校（専科大学の前期の課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）及び幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の管理下における生徒及び幼児の災害につき、災害共済給付を行うことができる。

(義務教育諸学校の災害共済給付)

第十九条 前条第一項第二号に掲げる災害共済給付は、義務教育諸学校（以下「学校」という。）の管理下における児童及び生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行うものとする。

2 前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の契約の締結を拒んではならない。

(共済掛金)

第二十条 共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とする。

2 安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならない。

3 前項の学校の設置者は、当該契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

(給付金の支払の請求及びその支払)

第二十一条 災害共済給付に係る給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行うものとする。

(共済掛金を支払わない場合)

第二十二条 安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定により共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(高等学校及び幼稚園の災害共済給付)

第二十三条 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条が

ら前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは「第一項の共済掛金」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第二十四条 安全会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 安全会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十六条 安全会は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 安全会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 安全会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 安全会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第三十条 安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 安全会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

金

(文部省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、安全会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十三条 安全会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、安全会に対して業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の補助)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定により保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

2 国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定により保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

ろにより、安全会に対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるところのもの

3 公立の学校の設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、政令で定める額を同項の額から控除して支払うことができる。

4 安全会は、第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払を受けているときは、政令で定めるところにより、政令で定める額を公立の学校の設置者に対して返還しなければならない。

第七節 雑則
(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)
第三十六条 この法律に基き学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとす

る。

(損害賠償の請求権)

第三十七条 安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付を行つたときは、その給付の額の限度において、当該災害に係る児童、生徒又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第三十八条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第三十九条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十一条 安全会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二条 文部大臣は、この法律の規定により認可(第四条第二項及び附則第三条第二項の規定による認可を除く)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章 罰則

(取賄等)

第四十三条 安全会の役員又は職員は、その職務に關してわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

2 安全会の役員又は職員であつた者は、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 安全会の役員又は職員は、その職務に關し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(賄賂)

第四十四条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第四十五条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に於ては、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(過料)

第四十六条 次の各号の一に該当する場合に於ては、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。
- 三 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十三條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十七條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(安全会の設立)

第二條 文部大臣は、第十條第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、安全会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定数を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けるときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 安全会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 第六條の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間、は、適用しない。

第七條 安全会の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、安全会の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

第八條 安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画については、第二十六條中「事業年度開始前に」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。

第九條 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる安全会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(文部省設置法の一部改正)

第十條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の二 第一号ロ中「以下同じ。」の下に「及び学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。)」を加え、同条同号ハの次に次のように加える。

二 災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。)の普及充実

第十條の二 第二号、第三号及び第六号中「及び学校給食」を、「学校安全、学校給食及び災害共済給付」に改める。

(登録税法の一部改正)

第十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「日本学校安全会」を「農林漁業団体職員共済組合」の下に「日本学校安全会法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條六ノ九ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ四 日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八條第一項第二号及第二項ニ掲グル給付及第十九條第一項ニ規定スル災害共済給付契約(同法第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ關スル証書、帳簿(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五 第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

理由 学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に關する業務を行はせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行はせるため日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に關し定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(加藤精三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長大平正芳君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔大平正芳君登壇〕

○大平正芳君 ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その要旨並びに文教委員会における審議の経過を申し上げます。

本案は、市町村の設置する定時制高等学校の校長、教諭等の給料その他の給与が、現行法第二条の規定に基づいて都道府県の負担となつてゐるのを、今回、政令で特に指定するものについて、その設置者たる当該市町村が負担することに改めるとともに、これに関する身分の取り扱い及び在職期間の通算等、必要な経過措置を規定するものであります。

本案は、去る第三十一回国会において、白井莊一君外八名から提出せられ、以来継続し、今国会においては、去る十月二十六日当委員会に付託されたものであります。

当委員会は、慎重審議の結果、十一月十一日、本案は、地方自治の本義にかんがみ、また、教育行政の円滑化のため時宜に適したものと認め、これを全会一致で可決いたしました。

(拍手)

次に、日本学校安全会法案について、その概要及び文教委員会における

審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案の要旨は、学校安全の普及充実に関する業務を行なわせるとともに、義務教育諸学校、高等学校及び幼稚園の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に對し必要な給付を行なわせるために、日本学校安全会を設立しようとするものであります。

日本学校安全会は、特殊法人として、本部を東京都に置き、支部を必要な地に置くことができることとなつており、その役員は文部大臣が任命し、その任期は二年となつております。また、安全会の理事長のもとには、諮問機関として、文部大臣の任命にかかる二十人以上の委員からなる運営審議会が置かれることになっております。

次に、安全会の行なう業務としては、第一に、学校における安全教育及び安全管理の普及啓発事業、第二は、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒の災害につき、医療費、療養費、見舞金または死亡見舞金、すなわち、いわゆる災害共済給付等を行なうものであります。

この災害共済給付は、学校の設置者が保護者の同意を得て安全会との間に締結する契約により行なわれることになつており、設置者についても、保護者についても、その加入は任意制となつております。共済掛金の額につきましては、政令で定める範囲内で安全

会の定款が定める額とし、契約を締結した学校の設置者がその支払い義務者となつております。同時に、学校の設置者は、原則として、共済掛金の一部を本会に加入した保護者から徴収することになつております。高等学校及び幼稚園の災害共済給付についても、大體において義務教育諸学校の規定を準用いたしますが、ただ、共済掛金は、その全額を保護者から徴収することを原則としております。一方、国は、安全会に對し、その事務費の一部を補助することができるとともに、公立学校の設置者が当該契約にかかる要保護及び準要保護者から共済掛金の負担分を徴収しない場合には、政令の定めるところにより安全会に補助することができるといふことになっております。

以上が本案の概要でございますが、この法案は、去る十月二十六日に付託せられ、十一月六日、政府より提案理由の説明を聴取したのでございます。文教委員会といたしましては、学校の管理下における児童、生徒等の災害事故の防止及び被災者の補償については、かねてより非常な関心を持つところでありまして、全員、慎重かつ熱心に審査を行なつたのでありますが、その詳細は會議録によりごらん願ひたいと思ひます。

かくて、十一月十三日、自由民主党を代表して加藤精三君より、本案に對する修正案が提出されました。その要旨

を申し上げますと、第一に、学校安全に類似のものにつき、現に掛金に相當する寄附金の全額を設置者が負担している場合におきましては、当分の間、保護者より徴収しないことができようになつて、第二に、当分の間、保育所の乳児、幼児等の災害についても幼稚園の幼児の災害と同様に取扱い、災害共済給付を行なうことができるようにすること、第三点といたしましては、両親が死亡している場合等など、後見人を選任しなくても、事実上の扶養者が災害共済給付を受けることができるようにし、また、保護者があつても里親に出されている場合には、里親が災害共済給付を受け得る道を開こうとするものであります。さらに、第四点といたしましては、安全会の余裕金の運用について金銭信託をなし得るようにし、第五に、本案の施行期日を、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日に改めることとあります。

次に、日本社会党を代表して堀昌雄君より、本案に對し修正案が提出されました。その要旨を申し上げますと、第一に、憲法にいう義務教育無償の原則にのっとり、災害共済給付の掛金は、国及び地方公共団体等の学校設置者が負担責任を持ち、父兄より徴収すべきではないとの見地を原則とし、保護者からの徴収は当分の間に限定することとあります。第二に、高等学校及

び幼稚園に對しても安全会は災害共済給付を行なうものとし、第三に、昭和三十七年四月以降は、前述第一の原則を貫くために、新たな法律の制定を予定していることとあります。第四は、国は安全会の災害共済給付に要する経費の一部を補助するものとし、第五に、保育所の乳児、幼児等を災害共済給付の対象とし、最後に、里親等事実上の扶養者にも給付を受け得る道を開こうとしていることとあります。

この堀昌雄君提出の修正案について、委員長から内閣の意見をただしましたところ、文部大臣より、これに對し賛成したしかねる旨の発言がございました。

次いで、両修正案について、日本社会党堀井重夫君、自由民主党加藤精三君よりそれぞれ討論があり、続いて採決の結果、両修正案の共通する部分については全会一致をもってこれを可決し、共通部分を除く堀昌雄君提出にかかる修正案は起立少数でこれを否決、共通部分を除く加藤精三君提出にかかる修正案は起立多数をもってこれを可決し、修正部分を除く原案は起立多数をもって可決せられ、本案は、ここに、加藤精三君の提案通り修正議決されました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

日本学校安全会法案に対する修正
案

日本学校安全会法案の一部を次の
ように修正する。

第十八条第一項第二号中「に対し」
を「又は政令で定める場合には里親
(児童福祉法(昭和二十二年法律第百
六十四号)第二十七条第一項第三号
に規定する里親をいう。以下同じ。)
その他の政令で定める者に対し」に
「災害共済給付」という。以下同
じ。を「以下「災害共済給付」とい
う。」に改め、同条第二項中「専科大
学の前期の課程及び」を削り、「災害
につき」の下に「当該生徒及び幼児
の保護者又は政令で定める場合には
里親その他の政令で定める者に対
し」を加える。

第十九条第一項中「以下」を「第三
十六条の場合を除き、以下」に、「児童
又は生徒の保護者」を「児童若しくは
生徒の保護者又は政令で定める場合
には里親その他の政令で定める者」
に改め、同条第三項中「第一項の契
約」を「第一項の規定による災害共済
給付契約」に改める。

第二十条第一項中「共済掛金」を
「第十八条第一項第二号に掲げる災
害共済給付に係る共済掛金」に改め、
同条第三項本文中「当該契約に係る
児童又は生徒の保護者」を「当該災害
共済給付契約に係る児童若しくは生

徒の保護者又は政令で定める場合に
は里親その他の政令で定める者に、
同項ただし書中「当該保護者」を「当
該徴収されるべき者」に改める。

第二十一条中「災害共済給付」を
「第十八条第一項第二号に掲げる災
害共済給付」に改める。

第二十二条中「規定により」を「規
定による」に、「当該契約」を「当該災
害共済給付契約」に改める。

第三十一条次の一号を加える。

三 信託会社又は信託業務を営む
銀行に対する金銭信託(運用方
法を特定する金銭信託を除く。)

第三十五条第二項中「保護者」を
「同項に規定する者」に改める。

第四十六条第三号中「第十八条」を
「この法律」に改める。

附則第一条中「昭和三十四年十月
一日」を「公布の日から起算して三月
をこえない範囲内において政令で定
める日」に改める。

附則第七条中「翌年」を「昭和三十
五年」に改める。

附則第十五条を第十七条とし、
第十四条を第十六条とし、第十三条
を第十五条とする。

附則第十二条中「第五条六」を「第
五条第六号」に、「及第二項二掲グル
給付及」を、「第二項及附則第十一条
第一項二掲グル給付並二同法」に、
「二規定スル災害共済給付契約(同法
第二十三条ニ於テ準用スル場合ヲ含

ム)」を「(同法第二十三条及其ノ準用
規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」ニ
規定スル災害共済給付契約」に改め、
附則中同条を第十四条とし、第十一
条を第十三条とし、第十条を第十二
条とし、第九条の次に次の二条を加
える。

(共済掛金に関する特例)

第十条 この法律の施行の際、民法
第三十四条の規定により設立され
た財団法人で、児童又は生徒の学
校の管理下における災害に關して
その名称の何であるかを問はず災
害共済給付に相当し、又はこれに
類する給付を業務として行つもの
が現に存し、かつ、当該給付に要
する経費の財源が、学校の設置者
ごとに、及び学校の種類ごとにみ
て、当該学校の設置者又は当該学
校の所在地の都道府県の補助又は
出せんに係るものであり、当該学
校の児童又は生徒の保護者等又は
当該保護者等を構成員とする団体
等の出せんによつていないもので
ある場合においては、当該学校の
設置者は、当分の間、その旨の文
部大臣の認定を受けた上、第二十
条第三項の規定にかかわらず、当
該児童又は生徒に係る同項に定め
る額の全部を徴収しないこととす
ることが出来る。この場合におい
ては、当該学校の設置者は、あら
かじめ、当該学校の児童又は生徒

につき、当該額の全部を徴収しな
い旨を規定で定めておかなければ
ならない。

2 文部大臣は、政令で定めるとこ
ろにより、前項の権限を都道府県
の教育委員会に行わせることがで
きる。

(保育所の災害共済給付)

第十一条 安全会は、当分の間、第
十八条に規定する業務のほか、保
育所(児童福祉法に規定する保育
所をいう。)の管理下における同法
に規定する乳児、幼児その他の児
童の災害につき、当該乳児、幼児
その他の児童の保護者又は政令で
定める場合には里親その他の政令
で定める者に対し、災害共済給付
を行うことが出来る。

2 前項の災害共済給付について
は、第二十三条の規定を準用する。

3 安全会が第一項の規定により同
項の災害共済給付を行う間は、第
四條第一項第八号中「学校」とある
のは「学校又は保育所」と読み替
えて、同条の規定を適用する。

4 第一項の災害共済給付に關して
は、第三十七条中「児童、生徒又
は幼児」とあるのは「附則第十一条
第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の
規定を適用する。

○議長(加藤鐵五郎君) これより採決

に入ります。
まず、日程第一につき採決いたしま
す。

本案は委員長報告の通り決するに御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと
認めます。よつて、本案は委員長報告
の通り可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたしま
す。

本案の委員長の報告は修正でありま
す。本案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤鐵五郎君) 起立多数。
よつて、本案は委員長報告の通り決
しました。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 本日は、これ
にて散会いたします。
午後八時二十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸 信介君
法務大臣	井野 碩哉君
外務大臣	藤山愛一郎君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	松田竹千代君
厚生大臣	渡邊 良夫君
農林大臣	福田 赳夫君
通商産業大臣	池田 勇人君
運輸大臣	橋本 渡君

郵政大臣 植竹 春彦君
労働大臣 松野 頼三君
建設大臣 村上 勇君
国務大臣 赤城 宗徳君
国務大臣 石原幹市郎君
国務大臣 中曾根康弘君
国務大臣 益谷 秀次君
出席政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君
法制局長官 林 修三君

○朗読を省略した議長長の報告

(指名通知)

一、去る十日本院は畑地農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員松浦周太郎君を指名した旨内閣に通知した。

(議決通知)

一、去る十日本院は中央更正保護審査会委員に大竹武七郎君を任命することとに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日本院は社会保険審査会委員長に川上和吉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る十日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

郵政省大臣官 島山 一郎
房文書課長

一、昨十三日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

水産庁長官 西村健次郎

(政府委員命令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る六日議長において承認した松永正男外二名、去る九日承認した法貴四郎、および十日承認した島山一郎を十日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、昨十三日議長において承認した西村健次郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、水産庁長官代理高橋泰彦は去る十二日同長官事務代理を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になった。

(庶召議員)

一、今十四日召集に応じた議員は次の通りである。

(理事追加選任)

滋賀県選出 堤 康次郎君

(理事追加選任)

一、去る十日商工委員会において、次の通り理事を追加選任した。

理事 武藤 武雄君

一、去る十一日運輸委員会において、次の通り理事を追加選任した。

理事 土井 直作君

(理事補充選任)

一、去る十日商工委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 小林 正美君(理事加藤録造君去る十日理事辞任につきその補充)

一、去る十一日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

外務委員会

理事 菅家 喜六君(理事中曾根康弘君去る六月十八日委員辞任につきその補充)

理事 椎名 三郎君(理事宇都宮徳馬君去る十一日理事辞任につきその補充)

運輸委員会

理事 島口重次郎君(理事土井直作君去る十一日理事辞任につきその補充)

一、去る十二日災害地対策特別委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 小林 正美君(理事角屋堅次郎君去る十二日理事辞任につきその補充)

理事 岡本 隆一君(理事辻原好市君去る十二日理事辞任につきその補充)

(常任委員辞任)

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 高田 富之君

予算委員 岡田 春夫君

決算委員 横山 利秋君

一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 竹内 俊吉君

大蔵委員 横山 利秋君

文教委員 山崎 始男君

運輸委員 菅家 喜六君

建設委員 岡崎 英城君

山本 猛夫君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

社会労働委員

池田 清志君

柳谷清三郎君

松永 東君

八木 徹雄君

高橋 英吉君

大倉 三郎君

山本 猛夫君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

千葉 三郎君

大蔵委員

三浦 一雄君

文教委員

横山 利秋君
山崎 始男君

予算委員

加藤 高藏君

河野 密君

決算委員

岡田 春夫君

高田 富之君

懲罰委員

堤 康次郎君

田中 角榮君

一、昨十三日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

鍛冶 良作君

森本 靖君

始関

伊平君

柳田 秀一君

大蔵委員

堀 昌雄君

横路 節雄君

文教委員

田邊 國男君

池田 清志君

柳谷清三郎君

松永 東君

横路 節雄君

八木 徹雄君

堀 昌雄君

金丸 徳重君

社会労働委員

松永 東君

八木 徹雄君

池田 清志君

柳谷清三郎君

大倉 三郎君

運輸委員

大倉 三郎君

高橋 英吉君

建設委員

千葉 三郎君

大西 正道君

山本 猛夫君

高橋 英吉君

山本 猛夫君

上林與市郎君

大倉 三郎君

千葉 三郎君

(特別委員辞任)

一、去る十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
小坂善太郎君 中島 巖君一、昨十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害地対策特別委員
服部 安司君 金丸 徳重君

(特別委員補欠選任)

一、去る十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
渡海元三郎君 八木 一男君一、昨十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害地対策特別委員
八木 一郎君 小澤 貞孝君

(議案提出)

一、去る十日議員から提出した議案は次の通りである。
天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出)

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案(岡本隆一君外十六名提出)

一、去る十一日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和三十四年八月及び九月の水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつてはるための資金の融通に関する特別措置法案一、去る十二日議員から提出した議案は次の通りである。
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案(横山利秋君外十六名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(五島虎雄君外十五名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に関する失業保険特例法案(五島虎雄君外十五名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案(滝井義高君外十八名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(太田一夫君外十六名提出)

一、昨十三日議員から提出した議案は次の通りである。
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に係る私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に関する補助及び資金の貸付に関する特別措置法案(辻原弘市君外十六名提出)一、昨十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案

(動議提出)

一、今十四日議員から提出した動議は次の通りである。
昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)、昭和三十四年度特別会計予算補正(特第一号)及び昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)の編成を求めるとの動議(佐々木良作君外二名提出)一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
昭和三十四年度一般会計予算補正(第二号)、昭和三十四年度特別会計予算補正(特第一号)及び昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)の編成を求めるとの動議(佐々木良作君外二名提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第二号)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第三号)

農業協同組合整備特別措置法案の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第四号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第五号)

天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出、衆法第六号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出、衆法第七号)

昭和三十四年八月及び九月の水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつてはるための資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第二十九号)

以上七件 災害地対策 付託
特別委員会

昭和三十四年十一月十四日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案(岡本隆一君外十六名提出、衆法第八号)

災害地対策特別委員会 付託

一、昨十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案(横山利秋君外十六名提出、衆法第九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(五島虎雄君外十五名提出、衆法第一〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(五島虎雄君外十五名提出、衆法第一一号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案(滝井義高君外十八名提出、衆法第一二号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(太田一夫君外十六名提出、衆法第一三号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣提出第三〇号)

以上六件 災害地対策 付託
特別委員会

(議案送付)

一、去る十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出)
農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十六名提出)

天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案(田中武夫君外十七名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出)

一、去る十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案(岡本隆一君外十六名提出)

一、昨十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案(横山利秋君外十六名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(五島虎雄君外十五名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(五島虎雄君外十五名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案(滝井義高君外十八名提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(太田一夫君外十六名提出)

(議案撤回)

一、去る十一日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出、第三十一回国会衆法第五二号)

(緊急質問提出)

一、今十四日提出した緊急質問は、次の通りである。
次期戦國機決定に関する緊急質問(淡谷悠蔵君提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十四円)

発行所

東京都新宿区市台本町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三